官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）　一
〔規　則〕
○人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則（人事院一六―四―三〇）　二
〔法規的告示〕
○治療と就業の両立支援指針（厚生労働二八）　三
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（同二九）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同三〇）　八
〔その他告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する件（法務一三）　一五
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学九）　一九
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同一〇）　二三
○登録有形文化財の名称を変更する件（同一一）　二四
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（同一二）　三〇
○船舶気象通報規程等の一部を改正する告示（海上保安庁六）　三三
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二）　三六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決関係　四七
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　四七
会社その他
会社決算公告　四八

省令

○厚生労働省令第十三号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十七条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（権限の委任） **第十五条**　法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 一　（略） 二　法第二十七条の三第四項に規定する厚生労働大臣の権限 三～七　（略） 2　前項（第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。 3　（略）	（権限の委任） **第十五条**　法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 一　（略） （新設） 二～六　（略） 2　前項（第二号に係る部分を除く。）の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。 3　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―四―三〇

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（人事院への報告） **第三十条**　実施機関は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度における補償の実施状況及び福祉事業の実施状況として人事院が定めるものを人事院に報告しなければならない。	（人事院への報告） **第三十条**　実施機関は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度における補償の実施状況及び福祉事業の実施状況を、災害補償報告書、福祉事業報告書及び特別給付金支給報告書により、人事院に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

改正後			
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
一～八　（略）			
九　災害補償			
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）	補償の実施状況及び福祉事業の実施状況の報告の文書	三年	廃棄
第三十条の報告の文書			
（略）	（略）	（略）	（略）
十～二十　（略）			
備考			
一～五　（略）			

改正前			
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
一～八　（略）			
九　災害補償			
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）	災害補償報告書	三年	廃棄
第三十条第一項の災害補償報告書			
福祉事業報告書			
第三十条第一項の特別給付金支給報告書			
（略）	（略）	（略）	（略）
十～二十　（略）			
備考			
一～五　（略）			

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の九の表規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の項に掲げる人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

法規的告示

○厚生労働省告示第二十八号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十七条の三第二項の規定に基づき、治療と就業の両立支援指針を次のとおり定め、令和八年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

令和八年二月十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

治療と就業の両立支援指針

目次

1　治療と就業の両立支援の趣旨
2　労働安全衛生法との関係
3　治療と就業の両立支援を行うに当たっての留意事項
4　治療と就業の両立支援を行うための環境整備
5　治療と就業の両立支援の進め方

1　治療と就業の両立支援の趣旨

深刻な少子高齢化と人口減少に直面する我が国において、貴重な労働者の一人一人が、心身の健康を確保し、生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる環境を整備していくことが必要である。

現状、高齢者の就労の増加等を背景に、何らかの疾病により通院しながら働く労働者の割合は年々上昇しており、職場において疾病を抱える労働者の治療と就業の両立への対応が必要となる場面は更に増えることが予想される。

一方、近年の医療技術の進歩等により、例えば、かつては「不治の病」とされていたがん等の疾病においても生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しており、労働者が疾病にり患した場合でも、すぐに離職しなければならないという状況は必ずしも当てはまらなくなっている。

しかし、疾病を抱える労働者の中には、疾病に対する労働者自身の理解の不足や職場の理解・支援体制が不十分であることにより、離職に至ってしまう場合や、業務上の理由で適切に治療を受けられない場合もみられる。

事業場においては、健康診断に基づく健康管理やメンタルヘルス対策をはじめとして、労働者の健康確保に向けた様々な取組が行われてきたが、近年では、厳しい経営環境の中でも、労働者の健康確保や疾病・障害を抱える労働者の活躍推進に関する取組が、健康経営やワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティの促進といった観点からも推進されている。

一方で、治療と就業の両立支援の取組状況は事業場によって様々であり、支援方法や産業保健スタッフ（産業医又は労働者数が50人未満の事業場で労働者の健康管理等を行う医師（以下「産業医等」という。）や保健師、看護師等をいう。以下同じ。）・医療機関との連携について悩む事業場も少なくない。

こうしたことから、労働者の治療と就業の両立支援に取り組む企業に対する支援や医療機関等における治療と就業の両立支援対策の強化も必要な状況にある。

事業主には、疾病、負傷等の治療を受ける労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業の両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じることが求められる。このような取組は、労働者の健康確保及び就業継続という意義とともに、事業主にとって、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上、治療と就業の両立支援の充実が取組の一要素を構成する健康経営の実現、多様な人材の活用による組織や事業の活性化、組織としての社会的責任の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もあると考えられる。また、疾病を抱える労働者が、個々の状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。

本指針は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第27条の３の規定に基づき、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。事業主は、治療と就業の両立支援を行うに当たっては、本指針に基づき、職場において必要な措置を講じることが望ましい。

事業場における治療と就業の両立支援の取組に当たっては、厚生労働省労働基準局長が定める主な疾病別の留意事項、様式例集並びに支援制度及び支援機関を参考にする。

本指針は主に、事業主、人事労務担当者及び産業保健スタッフを対象としているが、労働者本人や、家族、医療機関の関係者等の支援に関わる者にも活用可能なものである。

本指針が対象とする疾病（負傷を含む。以下同じ。）は、国際疾病分類（疾病、傷害及び死因の統計分類（統計法第28条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件（平成27年総務省告示第35号）で規定する分類をいう。）に掲げられている疾病であって、医師の診断により、増悪の防止等のため反復・継続して治療が必要と判断され、かつ、就業の継続に配慮が必要なものとする。

また、本指針は既に雇用している労働者への対応を念頭に置いているが、治療が必要な者を新たに採用し、職場で受け入れる際には、本指針を参考として取り組むことが可能なものである。

さらに、本指針は、雇用形態に関わらず、労働者全てを対象とする。

2　労働安全衛生法との関係

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）では、事業者による労働者の健康確保対策に関して規定されており、そのための具体的な措置として、安衛法第66条に基づく健康診断の実施（既往歴、業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無の検査や、血圧等の各種検査の実施）及び医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは就業上の措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等）の実施を義務付けるとともに、日常生活面での指導、受診勧奨等を行うよう努めるものとされている。これは、労働者が、業務に従事することによって、疾病を発症したり、疾病が増悪したりすることを防止するための措置などを事業者に求めているものである。

また、安衛法第68条及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第61条第１項では、事業者は、「心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかつた者」等については、その就業を禁止しなければならないとしており、同条第２項において、「前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない」としているところ、これらの規定は、当該労働者の疾病の種類、程度及びこれらについての産業医等の意見を勘案の上、可能な限り配置転換、作業時間の短縮その他の必要な措置を講ずることによって就業の機会を失わせないようにし、やむを得ない場合に限り就業を禁止するものとする趣旨であり、種々の条件を十分に考慮して慎重に判断すべきものである。

さらに、安衛法第62条では、事業者は、「中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない」こととされている。

これらを踏まえれば、事業主が疾病を抱える労働者を就業させると判断した場合は、就業により疾病が増悪しないよう、治療と就業の両立のために必要となる一定の就業上の措置及び治療に対する配慮を行うことは、労働者の健康確保対策等として位置づけられる。

したがって、治療と就業の両立支援は、事業場において安衛法第69条に基づき行われる健康保持増進措置や対策とともに実施することが望ましい。

3　治療と就業の両立支援を行うに当たっての留意事項

⑴　安全と健康の確保

治療と就業の両立支援に際しては、就業によって、疾病の増悪や再発、労働災害が生じないよう、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置及び治療に対する配慮を行うことが就業の前提となる。したがって、業務の繁忙等を理由に必要な就業上の措置及び治療に対する配慮を行わないことはあってはならない。

⑵　労働者本人の取組

治療と就業の両立に当たっては、疾病を抱える労働者本人が、主治医の指示等に基づき、治療を受けること、服薬すること及び適切な生活習慣を守ること等、治療や疾病の増悪防止について適切に取り組むことが重要である。

⑶　労働者本人の申出

治療と就業の両立支援は、私傷病である疾病に関わるものであることから、労働者本人から支援を求める申出がなされたことを端緒に取り組むことが基本となる。なお、労働者本人からの申出が円滑に行われるよう、事業場内ルールの作成及び周知、労働者及び管理職等に対する研修による意識啓発並びに相談窓口及び情報の取扱方法の明確化等、申出が行いやすい環境を整備することも重要である。

⑷　措置等の検討と実施

治療と就業の両立支援を申し出た労働者への対応の検討に当たり、労働者に対する措置等を事業主が一方的に判断しないよう、以下の取組が必要である。

・就業継続の希望や配慮の要望を聴取し、十分な話合い等を通じて労働者本人の了解を得られるよう努める
・疾病のり患をもって安易に就業を禁止せず、主治医や産業医等の意見を勘案し、可能な限り配置転換、作業時間の短縮その他の必要な措置を講じて就業の機会を失わせないよう留意する
・疾病及びその治療に対する誤解や偏見等が生じないよう、事業主、人事労務担当者、上司や同僚等の関係者において必要な配慮を行う

⑸　治療と就業の両立支援の特徴を踏まえた対応

治療と就業の両立支援の対象者は、入院や通院、療養のための時間の確保等が必要となるだけでなく、疾病の症状又は治療の副作用若しくは後遺症等によって、業務遂行能力が一時的に低下する場合等がある。このため、時間的制約に対する配慮だけでなく、労働者本人の健康状態や業務遂行能力も踏まえた就業上の措置及び治療に対する配慮が必要となる。

⑹　個別事例の特性に応じた配慮

症状や治療方法等は個人ごとに大きく異なるため、個人ごとに取るべき対応やその時期等は異なるものであり、個別事例の特性に応じた配慮が必要である。

⑺　対象者、対応方法等の明確化

事業場の状況に応じて、事業場内ルールを労使の理解を得て作成するなど、治療と就業の両立支援の対象者、対応方法等を明確にしておくことが必要である。

⑻　個人情報の保護

治療と就業の両立支援を行うためには、症状、治療の状況等の疾病に関する個人情報（以下「健康情報」という。）が必要となるが、当該情報は機微な情報であることから、安衛法に基づく健康診断において把握した場合を除いては、原則として、事業主が労働者本人の同意なく取得してはならない。また、健康診断又は労働者本人からの申出により事業主が把握した健康情報については、当該情報を取り扱う者の範囲や第三者への漏えいの防止も含めた適切な情報管理体制の整備が必要である。

⑼　治療と就業の両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性

治療と就業の両立支援を行うに当たっては、以下の関係者が必要に応じて連携することで、労働者本人の症状や業務内容に応じた、より適切な支援の実施が可能となる。

ア　事業場の関係者（事業主、人事労務担当者、産業保健スタッフ、上司や同僚等、労働組合等）
イ　医療機関の関係者（医師（主治医等）、看護師、医療ソーシャルワーカー等）
ウ　地域で事業主や労働者を支援する関係機関・関係者（都道府県の産業保健総合支援センター、労災病院に併設する治療就労両立支援センター、保健所等の保健師、社会保険労務士等）

また、労働者本人と直接連絡が取れない場合は、その家族等と連携して、必要な情報の収集等を行う場合がある。

特に、治療と就業の両立支援のためには、事業場と医療機関との連携が重要であり、労働者本人を通じた主治医との情報共有や、本人の同意を得た上での産業保健スタッフや人事労務担当者と主治医との連携が必要である。

4　治療と就業の両立支援を行うための環境整備

⑴　事業主による基本方針の表明等と労働者への周知

事業主として、治療と就業の両立支援に取り組むに当たっての基本方針を表明する。

衛生委員会等で調査審議を行った上で、事業主として、治療と就業の両立支援に取り組むに当たっての基本方針や具体的な対応方法等の事業場内ルールを作成し、当事者やその同僚となり得る全ての労働者（以下「全ての労働者」という。）に周知することで、治療と就業の両立支援の必要性や意義を共有し、治療と就業の両立を実現しやすい職場風土を醸成する。

⑵　研修等による意識啓発

治療と就業の両立支援を円滑に実施するため、全ての労働者及び管理職に対して、治療と就業の両立支援に関する研修等を通じた意識啓発を行う。

⑶　相談窓口等の明確化

治療と就業の両立支援は、労働者からの申出を原則とすることから、労働者が安心して相談や申出を行えるよう、相談窓口や申出が行われた場合の当該情報の取扱い等を明確にする。

⑷　治療と就業の両立支援に関する制度、体制等の整備

ア　休暇制度、勤務制度の整備

治療と就業の両立支援においては、短時間の治療が定期的に繰り返される場合、就業時間に一定の制限が必要な場合、通勤による負担軽減のために出勤時間をずらす必要がある場合等があることから、以下のような休暇制度、勤務制度について、各事業場の実情に応じて導入し、治療のための配慮を行うことが望ましい。

(ｱ)　休暇制度

①　時間単位の年次有給休暇

労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく年次有給休暇は、１日単位が原則であるが、労使協定の締結により、１時間単位で付与することが可能となる（年５日の範囲内）。

②　傷病休暇、病気休暇

事業主が自主的に設ける法定外の休暇であり、入院や通院のために、年次有給休暇とは別に休暇を付与するもの。取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）等は事業場ごとに異なる。

(ｲ)　勤務制度

①　時差出勤制度

事業主が自主的に設ける勤務制度であり、始業及び終業の時刻を変更することにより、身体に負担のかかる通勤時間帯を避けて通勤するといった対応が可能となる。

②　短時間勤務制度

事業主が自主的に設ける勤務制度であり、療養中又は療養後の負担を軽減すること等を目的として、所定労働時間を短縮する制度である。

③　在宅勤務制度

事業主が自主的に設ける勤務制度であり、パソコン等の情報通信機器を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方（テレワーク）により、自宅で勤務することで、通勤による身体への負担を軽減することが可能となる。

④　試し出勤制度

事業主が自主的に設ける勤務制度であり、長期間にわたり休業していた労働者の円滑な職場復帰を支援するために、勤務時間や勤務日数を短縮した試し出勤等を行うもの。職場復帰や治療を受けながら就業することに不安を感じている労働者や、受入れに不安を感じている職場の関係者にとって、試し出勤制度があることで不安を解消し、円滑な就業に向けて具体的な準備を行うことが可能となる。

イ　治療を受ける労働者から支援を求める申出があった場合の対応手順及び関係者の役割の整理

治療を受ける労働者から支援を求める申出があった場合に円滑な対応ができるよう、対応手順や、事業主、人事労務担当者、産業保健スタッフ、上司や同僚等の関係者の役割をあらかじめ整理しておくことが望ましい。

ウ　関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり

治療と就業の両立のためには、労働者本人を中心に、主治医、事業主、人事労務担当者、産業保健スタッフ、上司や同僚等が、本人の同意を得た上で支援のために必要な情報を共有し、連携することが重要である。特に、就業継続の可否、必要な就業上の措置及び治療に対する配慮に関しては、症状、治療の状況、就業の状況等を踏まえて主治医や産業医等の意見を求め、その意見に基づいて対応を行う必要がある。このため、主治医に労働者の就業の状況等に関する情報を適切に提供するための様式や、就業継続の可否、必要な就業上の措置及び治療に対する配慮について主治医の意見を求めるための様式を定めておくことが望ましい。(必要に応じて厚生労働省労働基準局長が定める様式例を活用)

エ　治療と就業の両立支援に関する制度や体制の実効性の確保

治療と就業の両立支援に関する制度や体制を機能させるためには、日頃から全ての労働者に対して、支援制度及び相談窓口の周知を行うとともに、管理職に対して、労働者からの申出又は相談を受けた際の対応方法や、支援制度及び体制について研修等を行うことが望ましい。

オ　労使や産業保健スタッフの協力

治療と就業の両立支援に関して、支援制度及び体制の整備等の環境整備に向けた検討を行う際には、衛生委員会等で調査審議するなど、労使や産業保健スタッフが連携し、取り組むことが重要である。

⑸　事業場内外の連携

治療と就業の両立支援の取組に当たっては、産業保健スタッフや主治医と連携するとともに、必要に応じて、主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等や、都道府県労働局、都道府県の産業保健総合支援センター、保健所等の保健師、社会保険労務士等の支援を受けることも考えられる。

5　治療と就業の両立支援の進め方

治療と就業の両立支援は以下の流れで進めることが望ましい。

⑴　治療と就業の両立支援を必要とする労働者が、事業主に申出を行った上で、主治医から支援に必要な情報を収集して事業主に提出（必要に応じて厚生労働省労働基準局長が定める様式例を活用）

治療と就業の両立支援の検討は、支援を必要とする労働者からの申出から始まる。安衛法に基づく健康診断の結果に基づいて医療機関を受診し、又は自ら医療機関を受診する等により、自らが疾病にり患していることを把握し、主治医等の助言により治療と就業の両立支援が必要と判断した労働者は、治療と就業の両立支援に関する事業場内ルールに基づいて、主治医から支援に必要な情報を収集して事業主に提出する必要がある。この際、労働者は事業主が定める様式等を活用して、就業の状況等に関する情報を主治医に提供した上で、主治医から次のアからエまでの情報の提供を受けることが望ましい。

ア　症状、治療の状況

・現在の症状
・入院や通院による治療の必要性とその期間
・治療の内容やスケジュール
・通勤や業務遂行に影響を及ぼしうる症状や副作用の有無とその内容

イ　就業継続の可否に関する意見

ウ　望ましい就業上の措置に関する意見（避けるべき作業、時間外労働の制限、出張の可否等）

エ　治療に対する配慮が必要な事項に関する意見（通院時間の確保や休憩場所の確保等）

また、労働者は、主治医からの情報収集や、事業主とのやり取りに際して、主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等や、都道府県の産業保健総合支援センター、保健所等の保健師、社会保険労務士等の支援を受けることも考えられる。

治療と就業の両立支援を必要とする労働者から事業主に相談があった場合は、労働者が必要かつ十分な情報を収集できるよう、産業保健スタッフや人事労務担当者は、事業主が定める就業の状況等に関する情報の提供のための書面の作成支援や、治療と就業の両立支援に関する手続きの説明を行うなど、必要な支援を行うことが望ましい。また、主治医の意見を求める際には、機微な健康情報を取り扱うこととなるため、産業医等がいる場合には産業医等を通じて情報のやり取りを行うことが望ましい。

なお、労働者による主治医からの情報収集が円滑に行われるよう、事業主は、日頃から、治療と就業の両立支援に関する手続きや、事業主が定める様式等について、周知しておくことが望ましい。

主治医から提供された情報が、治療と就業の両立支援の観点から十分でない場合は、産業保健スタッフがいる場合には、労働者本人の同意を得た上で、産業保健スタッフが主治医から更に必要な情報を収集することが望ましい。なお、産業保健スタッフがいない場合には、労働者本人の同意を得た上で、人事労務担当者等が主治医から必要な情報を収集することもできる。

⑵　事業主が、主治医から提供された情報を産業医等に対して提供し、就業継続の可否、就業上の措置及び治療に対する配慮に関する産業医等の意見を聴取

事業主は、就業上の措置及び治療に対する配慮を検討するに当たり、主治医から提供された情報を産業医等に対して提供し、就業継続の可否、就業可能な場合の就業上の措置及び治療に対する配慮に関する産業医等の意見（主治医の就業上の措置及び治療に対する配慮に関する意見の確認を含む。）を聴取することが重要である。産業医等がいない場合は、主治医から提供された情報を参考とする。

⑶　事業主が、主治医や産業医等の意見を勘案し、就業継続の可否を判断

事業主は、主治医や産業医等の意見を勘案し、就業を継続させるか否かの判断に当たり、就業上の措置及び治療に対する配慮の具体的な内容や実施時期等について検討を行う。その際、就業継続に関する希望の有無や、就業上の措置及び治療に対する配慮に関する要望について、労働者本人から聴取し、十分な話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めることが必要である。

なお、検討に当たっては、疾病にり患していることをもって安易に就業を禁止するのではなく、主治医や産業医等の意見を勘案して可能な限り配置転換、作業時間の短縮その他の必要な措置を講ずることによって就業の機会を失わせないようにすることに留意が必要である。

⑷　事業主が、労働者の就業継続が可能と判断した場合、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容、実施時期等を検討・決定し、実施（入院等による休業を要しない場合の対応）

ア　治療と就業の両立支援プランの作成

事業主は、労働者に対し、治療を受けながらの就業継続が可能であると判断した場合、就業によって疾病の症状が増悪することがないよう就業上の措置及び治療に対する配慮を決定し、実施する必要があるが、その際必要に応じて、具体的な措置や配慮の内容及びスケジュール等についてまとめた計画（以下「治療と就業の両立支援プラン」という。）を作成することが望ましい。

治療と就業の両立支援プランの作成に当たっては、産業保健スタッフ、主治医と連携するとともに、必要に応じて、主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等や、都道府県の産業保健総合支援センター、保健所等の保健師、社会保険労務士等の支援を受けることも考えられる。

また、治療の終了後すぐに通常の勤務に復帰できるとは限らないことに留意が必要であり、治療と就業の両立支援プランに以下の事項を盛り込むことが望ましい。

①　治療、投薬等の状況及び今後の治療、通院の予定

②　就業上の措置及び治療に対する配慮の具体的内容並びに実施時期・期間

・就業上の措置の内容（就業場所の変更、作業の転換（業務内容の変更）、労働時間の短縮等）

・治療に対する配慮の内容（通院時間の確保等）

③　フォローアップの方法及びスケジュール（産業保健スタッフや人事労務担当者等による面談等）

イ　治療と就業の両立支援プラン等に基づく取組の実施とフォローアップ

事業主は、治療と就業の両立支援プラン等に基づき、必要な就業上の措置及び治療に対する配慮を実施する。治療の経過によっては、必要な措置や配慮の内容、時期・期間が変わることも考えられるため、労働者に状況を適時確認し、必要に応じて治療と就業の両立支援プラン、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容を見直すことが必要である。

なお、治療と就業の両立支援プラン、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容の見直しの検討に当たっては、人事労務担当部門や産業保健スタッフ等が組織的な支援を行うことが望ましい。

ウ　周囲の者への対応

労働者に対して就業上の措置及び治療に対する配慮を行うことにより、周囲の同僚や上司等にも一時的に負担がかかる。そのため、就業上の措置及び治療に対する配慮を実施するために必要な情報に限定した上で、負担がかかる同僚や上司等には可能な限り情報を共有し理解を得るとともに過度の負担がかからないようにする。また、人事労務担当部門や産業保健スタッフ等による組織的な支援を行うことが望ましい。

⑸　事業主が、労働者に対し、長期の休業が必要と判断した場合、休業開始前の対応及び休業中のフォローアップを行うとともに、労働者の疾病の症状が回復した際には、主治医や産業医等の意見、労働者本人の意向、復帰予定の職場の意見等を総合的に勘案し、職場復帰の可否を判断した上で、職場復帰後の就業上の措置及び治療に対する配慮の内容、実施時期等を検討・決定し、実施（入院等による休業を要する場合の対応）

ア　休業開始前の対応

主治医や産業医等の意見を勘案し、労働者が長期に休業する必要があると判断した場合、事業主は、労働者に対して、休業に関する制度（賃金の取扱い、手続を含む。）と休業可能期間、職場復帰の手順等について情報提供を行うとともに、休業申請書類を提出させ、労働者の休業を開始する。

また、治療の見込みが立てやすい疾病の場合は、休業開始の時点で、主治医や産業医等の専門的な助言を得ながら、休業終了の目安も把握する。

イ　休業期間中のフォローアップ

休業期間中は、あらかじめ定めた連絡方法等によって労働者と連絡をとり、労働者の状況や治療の経過、今後の見込み等について確認するほか、職場復帰に向けた労働者の不安や悩みを相談でき、活用可能な支援制度等について情報提供ができる窓口を設置し、明確化することが重要である。労働者は、休業期間中は、主治医の指示等に基づき、治療を受けること、服薬すること、適切な生活習慣を守ること等、疾病の治療や回復に専念することが重要である。

なお、労働者自身による職場復帰に向けた準備も重要であり、必要に応じて、事業主から労働者に職場復帰に関連する情報を提供することも考えられる。

ウ　職場復帰の可否の判断

労働者の疾病の症状が回復した際には、事業主は、以下により職場復帰の可否を判断する。

①　労働者本人を通じて、事業主が定めた様式等を活用して職場復帰に関する主治医の意見を求める。なお、労働者は、主治医の意見を求めるに際して、主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等の支援を受けることも考えられる。主治医から提供された情報が十分でない場合は、産業保健スタッフがいる場合には、労働者本人の同意を得た上で、産業保健スタッフが主治医から更に必要な情報を収集することが望ましい。なお、産業保健スタッフがいない場合には、労働者本人の同意を得た上で、人事労務担当者等が主治医から必要な情報を収集することもできる。

②　主治医の意見を産業医等に提供し、職場において必要とされる業務遂行能力等を踏まえた職場復帰の可否に関する意見を聴取する。産業医等がいない場合は、主治医から提供を受けた情報を参考とする。

③　労働者本人の意向を確認する。

④　復帰予定の職場の意見を聴取する。

⑤　主治医や産業医等の意見、労働者本人の意向、復帰予定の職場の意見等を総合的に勘案し、配置転換も含めた職場復帰の可否を判断する。

エ　職場復帰支援プランの作成

事業主は、職場復帰が可能であると判断した場合、必要に応じて、労働者が職場復帰するまでの計画（以下「職場復帰支援プラン」という。）を作成することが望ましい。職場復帰支援プランに盛り込むことが望ましい事項は、⑷アに規定する入院等による休業を要しない場合の治療と就業の両立支援プランと同様であるが、職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても明示する必要がある。

職場復帰支援プランの作成に当たっては、産業保健スタッフや主治医と連携するとともに、必要に応じて、主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等や、都道府県の産業保健総合支援センター、保健所等の保健師、社会保険労務士等の支援を受けることも考えられる。

また、職場復帰支援プランの作成に当たっては、退院や治療の終了後すぐに通常の勤務に復帰できるとは限らないことに留意が必要である。

オ　職場復帰支援プラン等に基づく取組の実施とフォローアップ

事業主は、職場復帰支援プラン等に基づき、必要な就業上の措置及び治療に対する配慮を実施する。治療の経過によっては、必要な措置や配慮の内容、時期・期間が変わることもあるため、労働者に状況を適時確認し、必要に応じて職場復帰支援プラン、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容を見直すことが必要である。

なお、職場復帰支援プラン、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容の見直しの検討に当たっては、人事労務担当部門や産業保健スタッフ等による組織的な支援を行うことが望ましい。

カ　周囲の者への対応

労働者に対して就業上の措置及び治療に対する配慮を行うことにより、周囲の同僚や上司等にも一時的に負担がかかる。そのため、就業上の措置及び治療に対する配慮を実施するために必要な情報に限定した上で、負担がかかる同僚や上司等には可能な限り情報を共有し理解を得るとともに過度の負担がかからないようにする。また、人事労務担当部門や産業保健スタッフ等による組織的な支援を行うことが望ましい。

⑹　治療後の経過が悪い場合の対応

労働者の中には、治療後の経過が悪く、病状の悪化により、業務遂行が困難になり、治療と就業の両立が困難になる場合もある。

その場合は、事業主は、労働者の意向も考慮しつつ、主治医や産業医等の意見を求め、治療や症状の経過に沿って、就業継続の可否について慎重に判断する必要がある。

事業主は、労働のため病勢が著しく増悪するおそれがある場合には、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴いた上で、安衛法第68条に基づき、就業禁止の措置を取る必要がある。

⑺　業務遂行に影響を及ぼしうる状態の継続が判明した場合への対応

労働者に、治療後に、業務遂行に影響を及ぼしうる状態が継続することが判明した場合には、作業の転換等の就業上の措置について主治医や産業医等の意見を求め、その意見を勘案し、十分な話合いを通じて労働者本人の了解が得られるよう努めた上で、就業上の措置を実施する。

期間の限定なく就業上の措置の継続が必要となる場合もあり、その際には、人事労務担当者、上司や同僚等の理解、協力が重要である。

また、就業上の措置の状況について、定期的な確認等により必要な対応を行うことが重要である。

⑻　疾病が再発した場合の対応

労働者が職場復帰後、同じ疾病が再発した場合の治療と就業の両立支援も重要である。事業主は、治療と就業の両立支援を行うに当たっては、あらかじめ疾病が再発することも念頭に置き、再発した際には状況に合わせて改めて検討することが重要である。

○厚生労働省告示第二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品各条	医薬品各条
（略）	（略）
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
1　（略）	1　（略）
2　製法	2　製　法
2．1　原血漿	2．1　原　血　漿
（略）	（略）
2．2　原画分	2．2　原　画　分
（略）	（略）
2．3　（略）	2．3　（略）
3　小分製品の試験	3　小分製品の試験
（削る）	3．1　pH試験
	一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき，3.9～4.4でなければならない．
3．1～3．6　（略）	3．2～3．7　（略）
（削る）	4　有効期間
	有効期間は，２年とする．
4　その他	5　そ　の　他
4．1　（略）	5．1　（略）
（略）	（略）

○厚生労働省告示第三十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関

（略）

生物学的製剤

検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
インフルエンザＨＡワクチン	1　一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 382,800円 2　卵中和試験法を用いるとき。 543,100円	1　一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として原液を使用するとき。 小分製品につき ア　内容量が0.25mLであるとき。 70本 イ　内容量が0.5mLであるとき。 40本 ウ　内容量が１mLであるとき。 15本 エ　内容量が10mLであるとき。 １本 原液につき １容器１mLのもの２本	（略）

改正前

1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関

（略）

生物学的製剤

検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
インフルエンザＨＡワクチン	1　一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 387,100円 2　卵中和試験法を用いるとき。 547,400円	1　一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として原液を使用するとき。 小分製品につき ア　内容量が0.25mLであるとき。 80本 イ　内容量が0.5mLであるとき。 50本 ウ　内容量が１mLであるとき。 25本 エ　内容量が10mLであるとき。 ２本 原液につき １容器１mLのもの２本	（略）

		2　一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として原液を使用しないとき又は卵中和試験法を用いるとき。 小分製品につき ア　内容量が0.25mLであるとき。 120本 イ　内容量が0.5mLであるとき。 70本 ウ　内容量が1mLであるとき。 30本 エ　内容量が10mLであるとき。 1本	
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥弱毒生水痘ワクチン	958,500円	内容量が液状製剤として0.7mLに相当する量であるとき。 30本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
精製ツベルクリン（一般診断用）	530,800円	1　内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量（標準精製ツベルクリン0.25μg相当量を含む。）であるとき。 30本	（略）

		2　一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として原液を使用しないとき又は卵中和試験法を用いるとき。 小分製品につき ア　内容量が0.25mLであるとき。 140本 イ　内容量が0.5mLであるとき。 80本 ウ　内容量が1mLであるとき。 40本 エ　内容量が10mLであるとき。 2本	
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥弱毒生水痘ワクチン	993,300円	内容量が液状製剤として0.7mLに相当する量であるとき。 35本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
精製ツベルクリン（一般診断用）	565,500円	1　内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量（標準精製ツベルクリン0.25μg相当量を含む。）であるとき。 90本	（略）

		2　内容量が液状製剤として２mLに相当する量（標準精製ツベルクリン１μg相当量を含む。）であるとき。 30本	
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）	123,900円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は１mLに相当する量であるとき。 20本	（略）
乾燥ＢＣＧワクチン	123,900円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 20本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
人免疫グロブリン	295,800円	内容量が２mL、３mL、５mL、10mL又は15mLであるとき。 １本	（略）

		2　内容量が液状製剤として２mLに相当する量（標準精製ツベルクリン１μg相当量を含む。）であるとき。 50本	
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）	158,600円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は１mLに相当する量であるとき。 23本	（略）
乾燥ＢＣＧワクチン	158,600円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 40本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
人免疫グロブリン	1　発熱試験法によるとき。 440,100円 2　エンドトキシン試験法によるとき。 419,800円	1　発熱試験法によるとき。 (1)　内容量が２mLであるとき。 ７本 (2)　内容量が３mLであるとき。 ５本 (3)　内容量が５mLであるとき。 ４本 (4)　内容量が10mL又は15mLであるとき。 ２本	（略）

乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	295,800円	内容量が液状製剤として50mL又は100mLに相当する量であるとき。 １本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥抗Ｄ（Rho）人免疫グロブリン	81,700円	内容量が液状製剤として２mLに相当する量であるとき。 ２本	（略）

		２　エンドトキシン試験法によるとき。 ⑴　内容量が２mL、３mL又は５mLであるとき。 ３本 ⑵　内容量が10mL又は15mLであるとき。 ２本	
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	398,200円	１　内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 ２本 ２　内容量が液状製剤として100mLに相当する量であるとき。 ２本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥抗Ｄ（Rho）人免疫グロブリン	１　発熱試験法によるとき。 226,000円 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 205,700円	１　発熱試験法によるとき。 内容量が液状製剤として２mLに相当する量であるとき。 ６本 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として２mLに相当する量であるとき。 ３本	（略）

抗破傷風人免疫グロブリン	294,800円	内容量が１mL、２mL、2.5mL又は３mLであるとき。 ２本	（略）	
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	294,800円	内容量が液状製剤として１mL、２mL、2.5mL又は３mLに相当する量であるとき。 ２本	（略）	

抗破傷風人免疫グロブリン	１　発熱試験法によるとき。 439,100円 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 418,900円	１　発熱試験法によるとき。 (1)　内容量が１mLであるとき。 10本 (2)　内容量が２mL又は2.5mLであるとき。 ６本 (3)　内容量が３mLであるとき。 ５本 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 (1)　内容量が１mLであるとき。 ５本 (2)　内容量が２mL、2.5mL又は３mLであるとき。 ３本	（略）	
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	１　発熱試験法によるとき。 439,100円 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 418,900円	１　発熱試験法によるとき。 (1)　内容量が液状製剤として１mLに相当する量であるとき。 10本 (2)　内容量が液状製剤として２mL又は2.5mLに相当する量であるとき。 ６本 (3)　内容量が液状製剤として３mLに相当する量であるとき。 ５本	（略）	

ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	294,800円	内容量が3.4mL又は20mLであるとき。 ２本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

２　検定基準

生物学的製剤

（略）

インフルエンザＨＡワクチン

生物学的製剤基準のインフルエンザＨＡワクチンの条の3.2.7に規定する試験法によるものとする。ただし、3.2.7.1において検体として原液を使用するときは、既に当該試験を行った製造番号の原液については省略することができる。

（略）

		２　エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として１mL、２mL、2.5mL又は３mLに相当する量であるとき。 ３本	
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	１　発熱試験法によるとき。 541,500円 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 521,300円	１　発熱試験法によるとき。 (1)　内容量が3.4mLであるとき。 ９本 (2)　内容量が20mLであるとき。 ４本 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が3.4mL又は20mLであるとき。 ４本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

２　検定基準

生物学的製剤

（略）

インフルエンザＨＡワクチン

生物学的製剤基準のインフルエンザＨＡワクチンの条の3.2（3.2.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.6、3.2.8、3.2.9及び3.2.10を除く。）に規定する試験法によるものとする。ただし、3.2.7.1において検体として原液を使用するときは、既に当該試験を行った製造番号の原液については省略することができる。

（略）

乾燥弱毒生水痘ワクチン
　生物学的製剤基準の乾燥弱毒生水痘ワクチンの条の3.7.3及び3.7.4に規定する試験法によるものとする。
（略）
精製ツベルクリン
　生物学的製剤基準の精製ツベルクリンの条の3.4.6に規定する試験法によるものとする。

（略）
乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）
　生物学的製剤基準の乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）の条の3.3.7に規定する試験法によるものとする。
乾燥ＢＣＧワクチン
　生物学的製剤基準の乾燥ＢＣＧワクチンの条の3.3.6に規定する試験法によるものとする。

（略）
人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。

乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリンの条の3.9に規定する試験法によるものとする。
（略）
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの条の3.6に規定する試験法によるものとする。
（略）
乾燥抗Ｄ（Rho）人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の乾燥抗Ｄ（Rho）人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。
抗破傷風人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.6に規定する試験法によるものとする。
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の乾燥抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。
（略）

乾燥弱毒生水痘ワクチン
　生物学的製剤基準の乾燥弱毒生水痘ワクチンの条の3.7.1、3.7.3及び3.7.4に規定する試験法によるものとする。
（略）
精製ツベルクリン
　生物学的製剤基準の精製ツベルクリンの条の3.4.1及び3.4.6に規定する試験法によるものとする。
（略）
乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）
　生物学的製剤基準の乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）の条の3.3.1及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。
乾燥ＢＣＧワクチン
　生物学的製剤基準の乾燥ＢＣＧワクチンの条の3.3.1及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。
（略）
人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリンの条の3.4及び3.9に規定する試験法によるものとする。
（略）
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。
（略）
乾燥抗Ｄ（Rho）人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の乾燥抗Ｄ（Rho）人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。
抗破傷風人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.5及び3.6に規定する試験法によるものとする。
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準の乾燥抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
　生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.3、3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。
（略）

その他告示

○法務省告示第十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		TSUKUBA HERITAGE JAPANESE SCHOOL	茨城県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ICA国際会話学院　新越谷校	埼玉県	ICA国際会話学院　越谷校	埼玉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		亀田医療技術専門学校	千葉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		成田外語学院	千葉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		ISI外語カレッジ	東京都
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ISIランゲージスクール高田馬場校	東京都	ICA国際会話学院	東京都
ICA国際会話学院　池袋校	東京都	［項を加える。］	
ICA国際会話学院　目白校	東京都	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		亜細亜友之会外語学院	東京都
［略］	［略］	［同上］	［同上］
カイ日本語スクール	東京都	カイ日本語スクール	東京都
格致教育日本語学校	東京都	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		京進ランゲージアカデミー上野校	東京都

［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	

［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
エールナチュラー日本語学園	大阪府
ＳＧＧ外語学院大阪校	大阪府
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
京進ランゲージアカデミー大阪中央校	大阪府
京進ランゲージアカデミー大阪なにわ校	大阪府
［略］	［略］
奈良総合ビジネス専門学校	奈良県
奈良東国際介護福祉学院	奈良県
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
ＧＡＧ日本語学院	福岡県
Ｊａｐａｎ　Ｌａｎｇｕａｇｅ　Ａｃａｄｅｍｙ	福岡県
［略］	［略］

別表第三

名称	所在地
［略］	［略］
ＢＴＳ言語学院	千葉県
亀田医療技術専門学校	千葉県
［略］	［略］
ミッドリーム日本語学校	東京都

［同上］	［同上］
京都文化日本語学校	京都府
［同上］	［同上］
エールナチュラー日本語学園	大阪府
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
大阪ＹＭＣＡ国際専門学校	大阪府
［同上］	［同上］
京進ランゲージアカデミー大阪校	大阪府
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
奈良総合ビジネス専門学校	奈良県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
ＨＡＹＡＭＡ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｌａｎｇｕａｇｅ　Ｓｃｈｏｏｌ	奈良県
［同上］	［同上］
京進ランゲージアカデミー福岡校	福岡県
［同上］	［同上］
ＧＡＧ日本語学院	福岡県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

別表第三

名称	所在地
［同上］	［同上］
ＢＴＳ言語学院	千葉県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
ミッドリーム日本語学校	東京都

ＩＳＩ外語カレッジ	東京都
亜細亜友之会外語学院	東京都
ＫＣＰ地球市民日本語学校	東京都
公益財団法人アジア学生文化協会	東京都
東京ギャラクシー日本語学校	東京都
友国際文化学院	東京都
［略］	［略］
ＹＭＣＡ国際ビジネス専門学校	神奈川県
学校法人彩煌学園　湘南医療福祉専門学校	神奈川県
［略］	［略］
ＮＷ国際学院	愛知県
名古屋ＹＷＣＡ学院日本語学校	愛知県
［略］	［略］
京都民際日本語学校	京都府
京都文化日本語学校	京都府
［略］	［略］
大阪ＹＭＣＡ学院	大阪府
大阪ＹＭＣＡ国際専門学校	大阪府
［略］	［略］

別表第四

名称	所在地
［略］	［略］
代々木アニメーション学院池袋校・アニメーター科、同・イラスト科、同・マンガ科	東京都
ＫＡＤＯＫＡＷＡアニメ・声優アカデミー東京校・２年制２Ｄアニメ・イラスト専攻、同・２年制アニメ演出専攻	東京都
［略］	［略］

［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

別表第四

名称	所在地
［同上］	［同上］
代々木アニメーション学院池袋校・アニメーター科、同・イラスト科、同・マンガ科	東京都
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］は注記である。

○文部科学省告示第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年二月十日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	構造及び形式	所在地
鉛温泉藤三旅館本館	木造三階建、瓦葺一部鉄板葺、建築面積六〇七平方メートル	岩手県花巻市鉛字中平七五―一他
鉛温泉藤三旅館白猿の湯	木造地上一階地下一階建、鉄板葺、建築面積一〇九平方メートル	岩手県花巻市鉛字中平七五―一他
阿部家住宅（遠入）主屋	木造平屋一部二階建、スレート葺、建築面積二七八平方メートル	宮城県石巻市北境字蒜沢五二他
阿部家住宅（遠入）東土蔵	土蔵造二階建、スレート葺、建築面積一八平方メートル	宮城県石巻市北境字蒜沢五二他
阿部家住宅（遠入）米蔵	土蔵造二階建、スレート葺、建築面積四八平方メートル	宮城県石巻市北境字蒜沢五二他
阿部家住宅（遠入）板倉	木造二階建、鉄板葺、建築面積二九平方メートル	宮城県石巻市北境字蒜沢五二他
阿部家住宅（遠入）石蔵	土蔵造二階建、スレート葺、建築面積四四平方メートル	宮城県石巻市北境字蒜沢五二他
阿部家住宅（遠入）文庫蔵	土蔵造平屋建、スレート葺、建築面積五・三平方メートル	宮城県石巻市北境字蒜沢五二他
阿部家住宅（遠入）長屋門	木造平屋建、スレート葺、建築面積一一六平方メートル	宮城県石巻市北境字蒜沢五二他
阿部家住宅（遠入）氏神社	木造一部コンクリートブロック造平屋建、鉄板葺、建築面積七・四平方メートル、宮殿付	宮城県石巻市北境字蒜沢五五
阿部家住宅（遠入）石鳥居	石造、間口一・七メートル	宮城県石巻市北境字蒜沢五五
旧石巻市大街道浄水場事務所	木造平屋建、スレート葺、建築面積一〇八平方メートル	宮城県石巻市尾崎字鍛治間一〇
久須師神社拝殿（旧薬師堂）	木造平屋建、スレート葺、建築面積三七平方メートル	宮城県石巻市尾崎字宮下五二
旧薄葉家住宅主屋	木造平屋建、鋼板葺、建築面積一一四平方メートル	秋田県横手市羽黒町五二
大潟村公民館	鉄筋コンクリート造二階一部六階建、建築面積六四五平方メートル	秋田県南秋田郡大潟村字中央一―二一
下邑家住宅主屋	木造平屋建、鉄板葺一部銅板葺、建築面積二〇九平方メートル	茨城県つくば市栗原字台坪三四七〇―二他
下邑家住宅米蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積一〇六平方メートル	茨城県つくば市栗原字台坪三四七〇―二他
下邑家住宅北蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二五平方メートル	茨城県つくば市栗原字台坪三四七〇―二他
下邑家住宅南蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積二六平方メートル	茨城県つくば市栗原字台坪三四七〇―二他
下邑家住宅長屋門	木造平屋建、瓦葺、建築面積八三平方メートル	茨城県つくば市栗原字台坪三四七〇―二他
下邑家住宅外便所	木造平屋建、瓦葺、建築面積二三平方メートル	茨城県つくば市栗原字台坪三四七〇―二他
下邑家住宅塀	木造、瓦葺、総延長四四メートル	茨城県つくば市栗原字台坪三四七〇―二
林泉寺本堂	木造、瓦葺、建築面積一七一平方メートル	埼玉県越谷市増林三八一八
林泉寺子安観音堂	木造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積三五平方メートル	埼玉県越谷市増林三八一八
林泉寺鐘楼堂	木造、瓦葺、面積六・八平方メートル	埼玉県越谷市増林三八一八
林泉寺地蔵堂	木造、瓦葺、建築面積七・五平方メートル	埼玉県越谷市増林三八一八
林泉寺表門（赤門）	木造、瓦葺、間口三・四メートル	埼玉県越谷市増林三八一八
林泉寺脇門（黒門）	木造、瓦葺、間口二・〇メートル	埼玉県越谷市増林三八一八
旧茂木佐平治家住宅金宝殿本社	木造平屋建、瓦葺、建築面積二一平方メートル、宮殿付	千葉県野田市野田字東中町三五〇―四
旧茂木佐平治家住宅金宝殿手水舎	木造、瓦葺、面積三・四平方メートル	千葉県野田市野田字東中町三五〇―四
よろこび寮会堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積八八平方メートル	千葉県野田市野田三五〇
よろこび寮表門	木造、鉄板葺、間口二・一メートル、脇塀付	千葉県野田市野田字東中町三五〇―四
旧遊楽園（茂木佐公園）塔	鉄筋コンクリート造、高さ六・八メートル、面積一・三平方メートル	千葉県野田市野田字東中町三五〇―四
十四世喜多六平太記念能楽堂	鉄骨鉄筋コンクリート造地上二階地下二階建、建築面積六二六平方メートル、舞台及び橋掛付	東京都品川区上大崎四丁目二四五―一他
樫尾俊雄発明記念館（旧樫尾家住宅主屋）	鉄筋コンクリート造二階建、銅板葺、建築面積二六五平方メートル	東京都世田谷区成城四丁目五一一―一他

国際基督教大学本館	鉄筋コンクリート造四階建、建築面積二、七五二平方メートル	東京都三鷹市大沢三丁目一五〇〇―一他	
日野市立中央図書館	鉄筋コンクリート造地上二階地下一階建、建築面積九〇四平方メートル	東京都日野市豊田二丁目四九―二	
旧金石警察署庁舎	鉄筋コンクリート造二階建、建築面積九一平方メートル、塔屋付	石川県金沢市金石西一丁目一七六―一	
清水家住宅主屋	木造平屋建、銅板葺一部瓦葺、建築面積一六四平方メートル	福井県鯖江市水落町二丁目一一二八他	
清水家住宅東門	木造、瓦葺、間口三・七メートル、左右袖壁付	福井県鯖江市水落町二丁目一一二七他	
山梨中央銀行（旧名取家住宅）茶室水月	木造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積二三平方メートル	山梨県甲府市中央二丁目四七一―一	
秋山家住宅（菊谷坊）主屋	木造二階建、鉄板葺、建築面積二四六平方メートル	山梨県富士吉田市上吉田五丁目六〇九	
秋山家住宅（菊谷坊）板蔵	木造平屋建、鉄板葺、建築面積四一平方メートル	山梨県富士吉田市上吉田五丁目六〇九	
旧上田家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺一部鉄板葺、建築面積一四四平方メートル	山梨県南アルプス市中野字上杉木三一六他	
旧上田家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三〇平方メートル	山梨県南アルプス市中野字上杉木三一六他	
願氣神社本殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積五・五平方メートル	長野県長野市松代町西寺尾字柳島一〇〇六	
願氣神社拝殿及び祝詞殿	木造平屋建、茅葺（鉄板仮葺）、建築面積九二平方メートル	長野県長野市松代町西寺尾字柳島一〇〇六	
願氣神社菅原社	木造平屋建、板葺、建築面積〇・五平方メートル	長野県長野市松代町西寺尾字柳島一〇〇六	
願氣神社宝蔵庫	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二一平方メートル	長野県長野市松代町西寺尾字柳島一〇〇六	
旧銭湯玉の湯	木造二階建、鉄板葺、建築面積一〇五平方メートル	長野県下伊那郡阿智村駒場一〇八五―八	
衣笠山の家（小林家住宅）主屋	鉄筋コンクリート造二階建、建築面積一九六平方メートル	京都府京都市北区衣笠衣笠山町七―九	
衣笠山の家（小林家住宅）正門	鉄筋コンクリート造、間口三・〇メートル、西袖付	京都府京都市北区衣笠衣笠山町七―九	
藤井絞店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一六五平方メートル	京都府京都市中京区新町通六角下る六角町三六五	
藤井絞土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二五平方メートル	京都府京都市中京区新町通六角下る六角町三六五	

嵯峨野観光鉄道亀山隧道	煉瓦造、延長二二一メートル、幅員四・五メートル、翼壁付	京都府京都市右京区嵯峨亀山町六	
嵯峨野観光鉄道保津川橋梁	鋼製単桁橋、橋長八六メートル、橋台及び橋脚付	京都府京都市右京区嵯峨亀山町五～西京区嵐山松尾山	
嵯峨野観光鉄道清瀧隧道	煉瓦造、延長四六八メートル、幅員四・五メートル	京都府京都市西京区嵐山松尾山	
嵯峨野観光鉄道旧鵜飼第一隧道	煉瓦造、延長一三九メートル、幅員四・五メートル	京都府京都市西京区嵐山松尾山	
嵯峨野観光鉄道鵜飼第一隧道	コンクリート造、延長二四八メートル、幅員四・七メートル	京都府京都市西京区嵐山松尾山	
嵯峨野観光鉄道鵜飼第二隧道	煉瓦造、延長五四メートル、幅員四・五メートル	京都府京都市西京区嵐山松尾山	
嵯峨野観光鉄道鵜飼第三隧道	煉瓦造、延長八八メートル、幅員四・五メートル	京都府亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道鴫谷橋梁	鋼製一連桁橋、橋長一〇メートル、橋台及び橋脚付	京都府京都市西京区嵐山北松尾山～亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道第五二号橋梁	鋼製一連桁橋、橋長一七メートル、橋台及び橋脚付	京都府亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道朝日隧道	煉瓦造、延長四九九メートル、幅員四・五メートル	京都府亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道池ケ谷橋梁	鋼製一連桁橋、橋長七・〇メートル、橋台及び橋脚付	京都府亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道地蔵第一隧道	煉瓦造、延長八四メートル、幅員四・五メートル	京都府亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道かがらす谷橋梁	鋼製一連桁橋、橋長一〇メートル、橋台及び橋脚付	京都府亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道地蔵第二隧道	煉瓦造、延長二三六メートル、幅員四・五メートル	京都府亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道巌谷橋梁	鋼製一連桁橋、橋長一三メートル、橋台及び橋脚付	京都府亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道阪部谷橋梁	鋼製一連桁橋、橋長一〇メートル、橋台及び橋脚付	京都府亀岡市篠町王子裏山	
嵯峨野観光鉄道山本避溢橋梁	鋼製一連桁橋、橋長一七メートル、橋台及び橋脚付	京都府亀岡市篠町山本中太田	
嵯峨野観光鉄道番外六号橋梁	煉瓦造二連アーチ橋、橋長三・一メートル	京都府亀岡市篠町山本中太田	

伊東家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一七六平方メートル	京都府京田辺市普賢寺公家谷一〇六	
伊東家住宅一ノ蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積二三平方メートル	京都府京田辺市普賢寺公家谷一〇六	
伊東家住宅二ノ蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二七平方メートル	京都府京田辺市普賢寺公家谷一〇六	
伊東家住宅三ノ蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二〇平方メートル	京都府京田辺市普賢寺公家谷一〇六	
伊東家住宅四ノ蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積二八平方メートル	京都府京田辺市普賢寺公家谷一〇六	
伊東家住宅長屋門	木造平屋建、瓦葺、建築面積三三平方メートル	京都府京田辺市普賢寺公家谷一〇六	
伊東家住宅露地門及び土塀	露地門　木造、銅板葺、間口一・二メートル 土塀　瓦葺、総延長一〇メートル	京都府京田辺市普賢寺公家谷一〇六	
旧河村家住宅（芸術寺院自然寺）主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一五八平方メートル	京都府南丹市園部町船岡馬場一四	
旧河村家住宅（芸術寺院自然寺）長屋門	木造平屋建、瓦葺、建築面積四九平方メートル	京都府南丹市園部町船岡馬場一四	
旧神田家住宅主屋	木造平屋建、茅葺、建築面積二一〇平方メートル	京都府南丹市美山町鶴ケ岡今安一三―一・一五合併	
中谷家住宅主屋	木造二階建、瓦葺及び銅板葺、建築面積二五八平方メートル	大阪府大阪市東成区大今里二丁目一七四	
中谷家住宅茶室	木造平屋建、瓦葺及び銅板葺、建築面積一六平方メートル	大阪府大阪市東成区大今里二丁目一七四	
中谷家住宅戌亥大蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三八平方メートル	大阪府大阪市東成区大今里二丁目一七四	
中谷家住宅辰巳蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二三平方メートル	大阪府大阪市東成区大今里二丁目一七四	
中谷家住宅門及び塀	門　木造、瓦葺及び銅板葺、間口二・〇メートル 塀　木造、瓦葺、総延長三〇メートル	大阪府大阪市東成区大今里二丁目一七四	
和泉市久保惣記念美術館茶室西蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二四平方メートル、煉瓦塀付	大阪府和泉市内田町三丁目六―一二	
和泉市久保惣記念美術館茶室東蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二三平方メートル、煉瓦塀付	大阪府和泉市内田町三丁目六―一二	
和泉市久保惣記念美術館茶室北板塀	木造、瓦葺、延長五・七メートル	大阪府和泉市内田町三丁目六―一二	
和泉市久保惣記念美術館茶室露地門	木造、瓦葺、建築面積二・三平方メートル	大阪府和泉市内田町三丁目六―一二	

和泉市久保惣記念美術館茶室西門	木造、瓦葺、間口一・七メートル	大阪府和泉市内田町三丁目六―一二	
和泉市久保惣記念美術館茶室南塀	煉瓦造、瓦葺、延長一五メートル	大阪府和泉市内田町三丁目六―一二	
高橋家住宅書斎及び渡り廊下	木造平屋建、スレート葺一部瓦葺、建築面積四〇平方メートル	大阪府箕面市箕面一丁目二―二五	
田中家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一八三平方メートル	大阪府四條畷市大字逢阪二一三	
田中家住宅乾蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三四平方メートル	大阪府四條畷市大字逢阪二一三	
田中家住宅離れ	木造平屋建、瓦葺、建築面積六二平方メートル	大阪府四條畷市大字逢阪二一三	
田中家住宅巽蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二〇平方メートル	大阪府四條畷市大字逢阪二一三	
田中家住宅中門	木造、瓦葺、間口一・二メートル、袖塀付	大阪府四條畷市大字逢阪二一三	
旧尾上家住宅（小倉屋）主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一四二平方メートル	兵庫県姫路市堺町三〇	
稲見酒造店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺及び銅板葺、建築面積二〇六平方メートル、南西高塀付	兵庫県三木市芝町五一三他	
稲見酒造土蔵	土蔵造二階建、瓦葺及び銅板葺、建築面積三七平方メートル	兵庫県三木市芝町五一三他	
稲見酒造熟成蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積九七平方メートル	兵庫県三木市芝町五一三他	
稲見酒造瓶場兼貯酒庫	土蔵造二階建、瓦葺及び銅板葺、建築面積九一平方メートル	兵庫県三木市芝町五一三他	
稲見酒造煙突	コンクリート造、高さ一八メートル	兵庫県三木市芝町三七五―一他	
稲見酒造巽塀	コンクリート造、総延長二一メートル、木戸付	兵庫県三木市芝町五一三	
稲見酒造黒塀	木造、瓦葺、延長三二メートル	兵庫県三木市芝町三七五―一他	
旧斎藤家住宅主屋（千鳥屋宗家薬師山山荘）	木造平屋建、瓦葺、建築面積一七一平方メートル	兵庫県丹波篠山市東吹字西山一八四他	
梶間家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二七二平方メートル	兵庫県宍粟市山崎町山崎字伊澤町三七五	
梶間家住宅離れ	木造平屋建、瓦葺、建築面積五八平方メートル	兵庫県宍粟市山崎町山崎字伊澤町三七五	

梶間家住宅内蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積二八平方メートル	兵庫県宍粟市山崎町山崎字伊澤町三七五
梶間家住宅西蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六〇平方メートル	兵庫県宍粟市山崎町山崎字伊澤町三七五他
梶間家住宅中蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三六平方メートル	兵庫県宍粟市山崎町山崎字伊澤町三七五他
梶間家住宅東蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二八平方メートル	兵庫県宍粟市山崎町山崎字伊澤町三七五他
梶間家住宅旧酒蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積四〇二平方メートル	兵庫県宍粟市山崎町山崎字富士野町四七〇―二
梶間家住宅隣屋敷主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積六八平方メートル	兵庫県宍粟市山崎町山崎字伊澤町三七五
梶間家住宅隣屋敷内蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積三三平方メートル	兵庫県宍粟市山崎町山崎字伊澤町三七五
旧和田家住宅（松井家住宅）店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積五四平方メートル	奈良県奈良市脇戸町一一
善行寺本堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積四三二平方メートル	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺客殿	木造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積六七平方メートル	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺宝蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一七平方メートル	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺鐘楼	木造、瓦葺、面積七・七平方メートル	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺集会場	木造平屋建、瓦葺、建築面積二三平方メートル	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺太鼓楼	木造二階建、瓦葺、建築面積三四平方メートル	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺手水舎	木造、瓦葺、面積三・八平方メートル、井戸及び手水鉢付	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺山門	木造、瓦葺、間口二・七メートル、左右袖塀付	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺小門	木造、瓦葺、間口二・一メートル、袖塀付	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺南面西塀	木造、瓦葺、延長五・六メートル	奈良県橿原市飛騨町五九
善行寺西面南塀	コンクリートブロック造、瓦葺、延長一二メートル	奈良県橿原市飛騨町五九

善行寺西面北塀	木造、瓦葺、延長一四メートル	奈良県橿原市飛騨町五九
榎家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一六一平方メートル	和歌山県海南市孟子字階田六四八
榎家住宅文庫蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一九平方メートル	和歌山県海南市孟子字階田六四八
榎家住宅繭蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積一三〇平方メートル	和歌山県海南市孟子字下出五五三―二
榎家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積九八平方メートル	和歌山県海南市孟子字下出五六一―二
榎家住宅納屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積四五平方メートル	和歌山県海南市孟子字階田六四七
養源寺本堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積一九六平方メートル	和歌山県有田郡広川町大字広一四六五―一
養源寺大黒堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積八六平方メートル、左右渡り廊下及び連絡廊附属	和歌山県有田郡広川町大字広一四六五―一
久代家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺一部鉄板葺、建築面積三二一平方メートル、庭門付	鳥取県日野郡日南町霞字福長サ六八二
久代家住宅長屋門	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一八平方メートル	鳥取県日野郡日南町霞字福長サ六八二
旧吉田村尋常高等小学校講堂（吉田町生涯学習交流館）	木造平屋建、瓦葺、建築面積四七五平方メートル	島根県雲南市吉田町吉田一〇八二―八
村井家住宅主屋（旧市村郵便局）	木造二階建、セメント瓦葺、建築面積二一三平方メートル	広島県尾道市御調町市字市一一九八―一他
村井家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六四平方メートル	広島県尾道市御調町市字市一一九八―一他
岡藤家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積二九七平方メートル	山口県長門市三隅中字中市一九一〇
岡藤家住宅離れ	木造平屋建、瓦葺、建築面積一〇平方メートル	山口県長門市三隅中字中市一九一〇
岡藤家住宅茶室	木造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積三九平方メートル	山口県長門市三隅中字中市一九一〇
岡藤家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四八平方メートル	山口県長門市三隅中字中市一九一〇
岡藤家住宅御成門及び塀	御成門　木造、瓦葺、間口二・〇メートル、脇門付　塀　土塀、瓦葺、総延長四三メートル	山口県長門市三隅中字中市一九一〇
大正寺積翠庵茶室	木造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積八四平方メートル	福岡県北九州市八幡東区東台良町五一九―二一

名称	関係告示	所在地
細井家住宅持仏堂	平成十年文部省告示第百七号	福島県南会津郡南会津町静川字風下甲一七五
細井家住宅西の蔵	平成十年文部省告示第百七号	福島県南会津郡南会津町静川字風下甲一七五
細井家住宅蔵座敷	平成十年文部省告示第百七号	福島県南会津郡南会津町静川字風下甲一七五
細井家住宅郵便局舎	平成十年文部省告示第百七号	福島県南会津郡南会津町静川字風下甲一七五
秋山家住宅主屋	平成二十六年文部科学省告示第六十八号	東京都世田谷区粕谷二―二〇六他
秋山家住宅土蔵	平成二十六年文部科学省告示第六十八号	東京都世田谷区粕谷二―二〇六他
竹山家住宅主屋	平成十七年文部科学省告示第百六十五号	静岡県浜松市東区天王町七五九―一
吉野家住宅主屋	平成二十五年文部科学省告示第五十九号	愛知県犬山市大字羽黒字成海郷七〇
吉野家住宅離れ	平成二十五年文部科学省告示第五十九号	愛知県犬山市大字羽黒字成海郷七〇
吉野家住宅新座敷	平成二十五年文部科学省告示第五十九号	愛知県犬山市大字羽黒字成海郷七〇
吉野家住宅庭門及び土塀	平成二十五年文部科学省告示第五十九号	愛知県犬山市大字羽黒字成海郷七〇
吉野家住宅土蔵	平成二十五年文部科学省告示第五十九号	愛知県犬山市大字羽黒字成海郷七〇
ＪＲ多度津工場倉庫四号	平成二十四年文部科学省告示第百十七号	香川県仲多度郡多度津町大通り一二二―三他

○文部科学省告示第十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき文化財登録原簿に登録した次の表の上欄に掲げる登録有形文化財の名称を同表の下欄のように改めたので、告示する。

令和八年二月十日

文部科学大臣　松本　洋平

上欄			下欄
名称	関係告示	所在地	名称
旧長濱検疫所一号停留所（厚生労働省横浜検疫所検疫資料館）	平成三十年文部科学省告示第七十五号	神奈川県横浜市金沢区海の公園一〇	旧長濱検疫所一号停留所

名称	関係告示	所在地
大正寺積翠庵腰掛待合	木造平屋建、人工スレート葺、建築面積四・六平方メートル	福岡県北九州市八幡東区東台良町五一九―二一
清恵庵	木造平屋建、瓦葺及び銅板葺、建築面積七二平方メートル	佐賀県佐賀市城内一丁目一五―二三
旧親和銀行本店本館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上六階地下一階建、建築面積一、七九二平方メートル	長崎県佐世保市島瀬町八〇他
旧親和銀行本店懐霄館	鉄骨鉄筋コンクリート造地上一一階地下二階建、建築面積七八九平方メートル、渡廊下付	長崎県佐世保市島瀬町八〇他
ＳＥＥＤ１９３１（旧諫早銀行本店）	鉄筋コンクリート造二階建、塔屋付、建築面積三〇八平方メートル	長崎県諫早市本町一〇八―一
木村家住宅主屋	木造平屋建、鉄板葺、建築面積二七七平方メートル	熊本県熊本市南区田迎一丁目七一六
木村家住宅米蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三七平方メートル	熊本県熊本市南区田迎一丁目七一六
木村家住宅オモシ蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積二八平方メートル	熊本県熊本市南区田迎一丁目七一六
内藤家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積三〇四平方メートル	熊本県熊本市南区刈草二丁目一四四一
佐伯家住宅主屋	木造及び土蔵造二階一部三階建、瓦葺、建築面積一八五平方メートル	熊本県阿蘇市波野大字滝水字滝水久保二二四
佐伯家住宅蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一四一平方メートル	熊本県阿蘇市波野大字滝水字滝水久保二二四
佐伯家住宅味噌蔵	木造平屋建、瓦葺、建築面積五四平方メートル	熊本県阿蘇市波野大字滝水字滝水久保二二四
佐伯家住宅長屋門	木造平屋建、瓦葺、建築面積一八五平方メートル	熊本県阿蘇市波野大字滝水字滝水久保二二四
佐伯家住宅門及び塀	門　木造、銅板葺、間口一・五メートル　塀　木造、銅板葺、総延長一三メートル	熊本県阿蘇市波野大字滝水字滝水久保二二四
大麻家住宅主屋（旧木葉郵便局）	木造二階建、瓦葺、建築面積一七六平方メートル	熊本県玉名郡玉東町大字木葉字上八町一一三二―二

○文部科学省告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年二月十日

文部科学大臣　松本　洋平

○文部科学省告示第十二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年二月十日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
水葵に鴛鴦	令和七年十二月二十四日	令和八年一月七日から令和八年十一月三十日	千葉市美術館 館長　山梨　絵美子 千葉県千葉市中央区中央三―一〇―八	千葉市美術館 千葉県千葉市中央区中央三―一〇―八 令和八年一月十七日から同年三月一日
秋海棠に蝶と猫	同右	同右	山口県立萩美術館・浦上記念館 館長　河野　通孝 山口県萩市平安古町五八六―一	山口県立萩美術館・浦上記念館 山口県萩市平安古町五八六―一 令和八年四月十八日から同年五月三十一日
雪芦に白鷺	同右	同右	三重県立美術館 館長　速水　豊 三重県津市大谷町一一番地	三重県立美術館 三重県津市大谷町一一番地 令和八年六月十三日から同年七月二十六日
雪松に金鶏	同右	同右	一般財団法人　北斎館 館長　安村　敏信 長野県上高井郡小布施町大字小布施四八五	一般財団法人　北斎館 長野県上高井郡小布施町大字小布施四八五 令和八年八月八日から同年十月十二日
牡丹に金鶏	同右	同右	同右	同右
桃花に鶏合	同右	同右	同右	同右
若松に鶴	同右	同右	同右	同右
薔薇に小鳥	同右	同右	同右	同右
月下梅と白鷺	同右	同右	同右	同右
白梅に鷹	同右	同右	同右	同右
鴨を襲う鷹	同右	同右	同右	同右
小菊に雀	同右	同右	同右	同右
芦に鴛鴦	同右	同右	同右	同右
牡丹に蝶	同右	同右	同右	同右
薔薇に文鳥	同右	同右	同右	同右
一富士二鷹三茄子	同右	同右	同右	同右
紫陽花に川蝉	同右	同右	同右	同右
「かも」	同右	同右	同右	同右

「夏」樹上の鷹	同右	同右	同右	同右
芥子に蝶	同右	同右	同右	同右
生花　芙蓉	同右	同右	同右	同右
生花　枇杷	同右	同右	同右	同右
生花　紅梅	同右	同右	同右	同右
生花　「當世諸流生花圖」	同右	同右	同右	同右
月下桃に燕	同右	同右	同右	同右
白梅に寿帯鳥	同右	同右	同右	同右
旭日波に鶴	同右	同右	同右	同右
雪中椿に雀―a	同右	同右	同右	同右
雪中椿に雀―b	同右	同右	同右	同右
「天保新彫」枇杷に小鳥	同右	同右	同右	同右
菊に雉	同右	同右	同右	同右
八重桜に鶯	同右	同右	同右	同右
花枝の鸚哥	同右	同右	同右	同右
雪中小松に錦鶏	同右	同右	同右	同右
朝顔に鳥と傘	同右	同右	同右	同右
雪中芦に鴨	同右	同右	同右	同右
松に鸚哥	同右	同右	同右	同右
椿に四十雀―a	同右	同右	同右	同右
雀と竹	同右	同右	同右	同右
牡丹に孔雀	同右	同右	同右	同右
旭日巣籠の鶴	同右	同右	同右	同右
旭日松に鷹	同右	同右	同右	同右
梅に四十雀／雪芦に鴛鴦	同右	同右	同右	同右
獅子の児落し（の部分ヵ）／旭日松に鷹／蓑亀	同右	同右	同右	同右
猿橋ヵ／筑波山落雁／富士山	同右	同右	同右	同右
芥子	同右	同右	同右	同右
牡丹に蝶	同右	同右	同右	同右
芙蓉に雀	同右	同右	同右	同右

粟に雀	同右	同右	同右
朝顔に雀	同右	同右	同右
桜に鷹	同右	同右	同右
雪松に鶴	同右	同右	同右
子規　杜鵑花	同右	同右	同右
鶸　小薊	同右	同右	同右
鴛　垂桜	同右	同右	同右
黄鳥　長春	同右	同右	同右
藤　鶺鴒	同右	同右	同右
桜にきんぱら	同右	同右	同右
小松に鶴	同右	同右	同右
「三鳥の内　猩々いんこ」	同右	同右	同右
「備前国連二番続」（梅に鳥籠）	同右	同右	同右
鴛鴦	同右	同右	同右
菊に蜻蛉	同右	同右	同右
「山側　下野鹿沼芙蓉連花鳥七番続の内」（木瓜に雉子）	同右	同右	同右
飛鶴	同右	同右	同右
「霞連草木合」　「牡丹　燕子花」	同右	同右	同右
杜鵑と月	同右	同右	同右
露草に鶏	同右	同右	同右
カンナに雉子と蛇	同右	同右	同右
牡丹に川蝉	同右	同右	同右
「花鳥揃之内　米の花に雀」	同右	同右	同右
「杜菖花　よしきり　蛇苺」	同右	同右	同右
牡丹	同右	同右	同右
竹に雀―a	同右	同右	同右
「古代名誉四季の花　秋　漢土幽谷寿童の菊　寿童」	同右	同右	同右
「花尽見立福禄寿　寿　菊」	同右	同右	同右
「風涼夏の花園　芙蓉」	同右	同右	同右

月に秋海棠と桔梗と女郎花	同右	同右	同右	同右
燕のことろ遊び	同右	同右	同右	同右
月に朝顔と撫子と女郎花	同右	同右	同右	同右
芙蓉にカナリア	同右	同右	同右	同右
朝顔	同右	同右	同右	同右
「六花撰之内　はなあふひ」	同右	同右	同右	同右
「六花撰之内　かきつばた」	同右	同右	同右	同右
芍薬に四十雀	同右	同右	同右	同右
月に梅	同右	同右	同右	同右
木蓮に文鳥	同右	同右	同右	同右
蕨に金鶏	同右	同右	同右	同右
庚申薔薇に鴛鴦	同右	同右	同右	同右
姫海棠に群燕	同右	同右	同右	同右
鉄線に高麗鴛	同右	同右	同右	同右
薔薇に鶺鴒	同右	同右	同右	同右
芍薬	同右	同右	同右	同右
藤に燕	同右	同右	同右	同右
花菖蒲に川蝉	同右	同右	同右	同右
牡丹に真孔雀	同右	同右	同右	同右
紫陽花に鶏	同右	同右	同右	同右
太藺に白鷺	同右	同右	同右	同右
秋海棠に蜻蛉	同右	同右	同右	同右
黄蜀葵に大瑠璃	同右	同右	同右	同右
芙蓉に高麗鶯	同右	同右	同右	同右
三日月に松上の木兎	同右	同右	同右	同右
月に雁	同右	同右	同右	同右
雁	同右	同右	同右	同右
菊に鵱鶏	同右	同右	同右	同右
竹に雀―b	同右	同右	同右	同右
竹に雀―c	同右	同右	同右	同右

葡萄に鸚哥	同右	同右	同右	同右
芥子に鶉	同右	同右	同右	同右
芒と桔梗	同右	同右	同右	同右
芒と萩に鶴	同右	同右	同右	同右
水仙に鷹と雀	同右	同右	同右	同右
雪中の鶏	同右	同右	同右	同右
枯芦に鴨	同右	同右	同右	同右
月下波に千鳥	同右	同右	同右	同右
椿に文鳥―ａ	同右	同右	同右	同右
椿に文鳥―ｂ	同右	同右	同右	同右
雌鶏と雄鶏	同右	同右	同右	同右
萩に鶉	同右	同右	同右	同右
帆柱と杜鵑	同右	同右	同右	同右
木蓮に小鳥／薔薇に小鳥	同右	同右	同右	同右
都鳥	同右	同右	同右	同右
桃に尾長鳥	同右	同右	同右	同右
竹に雀―ｄ	同右	同右	同右	同右
紅梅に文鳥	同右	同右	同右	同右
木槿に四十雀	同右	同右	同右	同右
水辺の雁	同右	同右	同右	同右
鉄仙に鶯	同右	同右	同右	同右
波に鶴	同右	同右	同右	同右
山吹に小鳥／柘榴に小鳥	同右	同右	同右	同右
楓に小鳥／海棠に目白	同右	同右	同右	同右
烏瓜に目白／芍薬に小鳥	同右	同右	同右	同右
燕子花に川蝉	同右	同右	同右	同右
梅に鸚哥	同右	同右	同右	同右
牡丹に蝶	同右	同右	同右	同右
枯芦に鴛鴦	同右	同右	同右	同右
松に鸚哥	同右	同右	同右	同右

秋海棠に川蝉	同右	同右	同右	同右	同右
紫陽花に鮎／菖蒲にくいな	同右	同右	同右	同右	同右
菊に鴛鴦／梅に鶯	同右	同右	同右	同右	同右
芙蓉に小鳥	同右	同右	同右	同右	同右
波に燕	同右	同右	同右	同右	同右
楓に鵯	同右	同右	同右	同右	同右
撫子に蝶	同右	同右	同右	同右	同右
秋海棠に蝸牛	同右	同右	同右	同右	同右
藻に手長海老	同右	同右	同右	同右	同右
「東海道　五十三次封筒」	同右	同右	同右	同右	同右
松	同右	同右	同右	同右	同右
牡丹と鳳凰	同右	同右	同右	同右	同右
「五十三次画　封筒」	同右	同右	同右	同右	同右
桜	同右	同右	同右	同右	同右
「新板　東都名所　永代ばし」	同右	同右	同右	同右	同右
「風流新彫　東都名所　不忍の池」	同右	同右	同右	同右	同右
藤にカナリア	同右	同右	同右	同右	同右
芙蓉に大瑠璃	同右	同右	同右	同右	同右
藤に燕	同右	同右	同右	同右	同右
薔薇に雀	同右	同右	同右	同右	同右
鉄線に文鳥	同右	同右	同右	同右	同右
鰹／蝶／蝙蝠	同右	同右	同右	同右	同右
椿に四十雀－b	同右	同右	同右	同右	同右
楓に小鳥	同右	同右	同右	同右	同右
桔梗に川蝉	同右	同右	同右	同右	同右
牡丹に蝶	同右	同右	同右	同右	同右

備考　指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。

○海上保安庁告示第六号

船舶気象通報規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

船舶気象通報規程等の一部を改正する告示

（船舶気象通報規程の一部改正）

第一条　船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電話等による気象通報） **第二条**　気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目並びに電話及びインターネット・ホームページによる気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレスは、別表のとおりとし、電子メールによる気象通報に使用するインターネット・ホームページアドレスはhttps://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html とする。	（電話等による気象通報） **第二条**　気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目並びに電話及びインターネット・ホームページによる気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレスは、別表のとおりとし、電子メールによる気象通報に使用するインターネット・ホームページアドレスは https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html 及び https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html とする。
別表（第二条、第三条関係）	別表（第二条、第三条関係）

気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目	気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス
（略）	（略）
濤波岐埼灯台 （風向、風速）	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/miyagi/domikisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）
龍飛埼灯台 （風向、風速）	017―721―1846（青森海上保安部） 017―731―2177（青森海上保安部） 0138―44―1177（函館海上保安部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/aomori/tappisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）
神威岬灯台 （風向、風速、気圧）	0134―23―1177（第一管区海上保安本部） 0134―23―5577（第一管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/otaru/kamuimisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）

備考　（略）

気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目	気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス
（略）	（略）
金華山灯台 （風向、風速）	022―363―9177（第二管区海上保安本部） 0178―32―2177（八戸海上保安部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/miyagi/kinkasan_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）
龍飛埼灯台 （風向、風速、波高）	017―721―1846（青森海上保安部） 017―731―2177（青森海上保安部） 0138―44―1177（函館海上保安部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/aomori/tappisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）
神威岬灯台 （風向、風速、気圧、波高）	0134―23―1177（第一管区海上保安本部） 0134―23―5577（第一管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/otaru/kamuimisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）

備考　（略）

（小樽船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第二条　小樽船舶通航信号所に関する告示（平成二十年海上保安庁告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
通報事項一・二（略） 三　襟裳岬における風向、風速、気圧及び波高、釧路埼、納沙布岬、大間埼、恵山岬、松前、青苗岬、神威岬、焼尻島及び金田ノ岬における風向、風速及び気圧並びに尻屋埼、苫小牧、十勝大津、能取岬、艫作埼、龍飛埼、松前小島、弁慶岬及び天売島における風向及び風速 四～六　（略）	通報事項一・二（略） 三　襟裳岬及び神威岬における風向、風速、気圧及び波高、釧路埼、納沙布岬、大間埼、恵山岬、松前、青苗岬、焼尻島及び金田ノ岬における風向、風速及び気圧、龍飛埼における風向、風速及び波高並びに尻屋埼、苫小牧、十勝大津、能取岬、艫作埼、松前小島、弁慶岬及び天売島における風向及び風速 四～六　（略）

（塩釜船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第三条　塩釜船舶通航信号所に関する告示（平成二十年海上保安庁告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
通報事項一・二（略） 三　塩屋埼、鮭ケ埼、鮫角、弾埼、飛島、入道埼及び大間埼における風向、風速及び気圧並びに磯埼、濤波岐埼、久慈牛島、尻屋埼、艫作埼及び龍飛埼における風向及び風速 四～六　（略）	通報事項一・二（略） 三　塩屋埼、鮭ケ埼、鮫角、弾埼、飛島、入道埼及び大間埼における風向、風速及び気圧、龍飛埼における風向、風速及び波高並びに磯埼、金華山、久慈牛島、尻屋埼及び艫作埼における風向及び風速 四～六　（略）

附　則

この告示は、令和八年三月二日から施行する。ただし、第一条中船舶気象通報規程第二条の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第４号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月10日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務 一～三　（略） 四　人事院規則16―４（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 (1)～(14)　（略） (14の２)　第30条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 (15)・(16)　（略） ３・４　（略）	２　委任する権限及び所掌事務 一～三　（略） 四　人事院規則16―４（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 (1)～(14)　（略） （新設） (15)・(16)　（略） ３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

○

▷

○

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年一月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

北海道札幌市中央区南二条西二十七丁目一番六号

合同会社ＫＣ　Ｈｅａｌｔｈｃａｒｅｌ

清算人　三好　拓真

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

宮城県岩沼市南長谷字角方三番地の一

有限会社福福エージェント

清算人　田口　紀元

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

仙台市泉区古内字畑沢二番地の一二

有限会社バランスフーズ

清算人　松坂　竹一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

秋田県横手市幸町四番六二号

有限会社安心サポート

清算人　皆方真梨子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

福島県南相馬市原町区牛来字出口六三番地の三

光彩商事株式会社

代表清算人　二階堂　誠

解散公告

当社は、令和七年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

茨城県鉾田市串挽七九三番地の二

有限会社伊原保険事務所

清算人　伊原　啓太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

茨城県水戸市元吉田町一五〇九番地五〇

株式会社エムネット

代表清算人　大森　政広

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年六月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

栃木県宇都宮市兵庫塚三丁目二二番二九号

ＡＮハイツ一〇二

一般社団法人ファルケＳＶ

代表清算人　平　知浩

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

埼玉県鴻巣市糠田二九二五番地

株式会社鴻栄工業

代表清算人　福島　武治

解散公告

当社は、令和八年一月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

埼玉県ふじみ野市大井武蔵野一三四九―七―三〇二

日和物産株式会社

代表清算人　コウ　スイ

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

千葉県印西市中央北二丁目一番地三

株式会社ジャンダルム

代表清算人　成合　倫典

解散公告

当会社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散したので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

千葉県松戸市根本三二〇番地の一　エクセレント松戸七〇四号

株式会社Ｓｔａｐ．ｓ

代表清算人　佐澤　和美

解散公告

当社は、令和七年十一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

千葉県浦安市富岡一丁目二番一二号

東洋ローヤル合同会社

清算人　柳沼　雅文

解散公告

当社は、令和七年十二月一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

千葉県柏市藤心四丁目二四番一二号

合同会社シーピーシー

清算人　吉田　良治

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により、令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都新宿区西新宿三丁目二番七号

株式会社リンゴ・エル・エル・シー

代表清算人　渡邉　喬

解散公告

当社は、令和八年一月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都中央区銀座七丁目一五―八タウンハイツ内

株式会社Ａ demain

代表清算人　米倉　愛

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都品川区荏原六丁目四番四号

有限会社大光精機

清算人　大山　信光

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都文京区根津二丁目三四番二一号

アペリティフ株式会社

代表清算人　伊藤　愛子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都中央区京橋二―五―一ＴＣＭビルディング七Ｆ

合同会社ＦＰ渡邉爽介

清算人　渡邉　爽介

解散公告

当社は、令和七年十月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都江戸川区船堀三丁目七番二二号

ルックウィズ株式会社

代表清算人　門倉　麻実

解散公告

当社は、令和八年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都新宿区新宿六丁目二七番四五号

株式会社ＫＹＣ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ

代表清算人　本庄　昂

解散公告

当会社は令和八年一月二十五日解散した。当会社に対し債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出よ。期間内に申出がないときは清算から除斥する。令和八年二月十日　東京都渋谷区神宮前六丁目二三―四桑野ビル二階　合同会社ＯＲＩＧＩＮ　ＯＮＥ　清算人　泉　祐伍

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都千代田区神田神保町一丁目五八番地

株式会社サーブ

代表清算人　都留　宗倫

解散公告

当法人は、令和八年一月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都杉並区和田三丁目五四番五―Ｂ一―Ｂ

一般社団法人ＣＩＲＣＵＬＡＴＩＯＮ　ＡＲＴ

代表清算人　伊丹　裕

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都江戸川区南葛西二丁目二九番二号

株式会社根津自動車販売

代表清算人　根津　邦義

解散公告

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都新宿区新宿一丁目三〇番一一号ビル・プランタン三Ｆ

一般社団法人適正映像事業者連合会

代表清算人　片山　等

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都練馬区上石神井南町四番三四―一〇四号　ティー・エム・ガーメンツ株式会社

代表清算人　松髙　京子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｏｌａｒａ合同会社

清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階

パラゴン２８ジャパン株式会社

代表清算人　光明　宏之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都世田谷区北沢二丁目四〇番八号

株式会社山口茂デザイン事務所

代表清算人　山口　茂

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・テン特定目的会社

代表清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ファイブ特定目的会社

代表清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・テン合同会社

清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ファイブ合同会社

清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

ハインズ・ジャパン合同会社

清算人　白石　英美

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都世田谷区奥沢八丁目七番九号

ｔｒｉｎｉｔｙＲｅｌｏａｄｅｄ株式会社

代表清算人　田中　健昌

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階

株式会社ラジュニスマ

代表清算人　吉田　麻子

解散公告

当社は、令和八年一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都北区浮間一―七―二三兆豊浮間ビル五〇二号室

途易Ｔｒｉｐ株式会社

代表清算人　黄　瑋

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都中央区銀座七丁目一五番八号タウンハイツ銀座四〇六

株式会社Ｏ

代表清算人　島田　美佐

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都中央区日本橋兜町一七番一号日本橋ロイヤルプラザ七〇六号

株式会社アイ

代表清算人　田中　潤奈

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号ＥＸ恵比寿西ビル五階

株式会社エス

代表清算人　三田村綾香

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・シックス特定目的会社

代表清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ワン特定目的会社

代表清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・シックス合同会社

清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ワン合同会社

清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都新宿区下落合三丁目二一番一号

有限会社アーキャドサービス

清算人　星野修一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都目黒区青葉台一丁目六番五九号

合同会社クラーク・インベストメント

清算人　太田晴一郎

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都渋谷区神宮前三丁目二一番八号

一般社団法人Ｃｈａｎｎｅｌ４７

代表清算人　中川　悠介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

東京都中野区本町四丁目三七番四号

株式会社三友印刷

代表清算人　西山　和宏

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

横浜市都筑区早渕一丁目二五番一二号

株式会社レイサウンド

代表清算人　吉田　雄一

解散公告

当社は、令和八年一月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

神奈川県横浜市西区高島二丁目一一番二号

スカイメナー横浜五一九

合同会社WORLDSURPRISEFITNESS

清算人　米倉　愛

解散公告

当社は、令和八年二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

神奈川県小田原市久野七四番三号

合同会社ユートリー

清算人　椙村　優太

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

福井県坂井市丸岡町南横地第一〇号四七番地

株式会社クイーンマーメイド

代表清算人　清水　優幸

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

長野県安曇野市豊科高家六〇七五番地一

合同会社エムエム商会

清算人　三澤　正典

解散公告

当社は、令和八年一月二十六日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

福井県鯖江市下野田町第五号一五番地七

株式会社Ｇｒｏｗｉｎｇ

代表清算人　森家　信之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

岐阜市粟野東二丁目二八五番地

株式会社ＡＲＲＯＷＳ

代表清算人　塚下　順司

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

岐阜県海津市海津町草場二一〇番地五

株式会社ＤＯＦＦＹ

代表清算人　井川　優駿

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

静岡市葵区足久保口組二一八一番五号

特定非営利活動法人西域生態系保全フォーラム

清算人　糠谷　明

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

静岡県富士宮市野中一〇三七番地の五

株式会社千音

代表清算人　藪崎　千詩

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

愛知県瀬戸市川北町二丁目七三番地

有限会社八丸加藤商店

清算人　加藤　靖子

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

愛知県半田市勘内町四八番地

合同会社Ｏ．ｗ．Ｌ

清算人　大岩　香

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

愛知県大府市中央町七丁目八〇番地

ＩＭＣ株式会社

代表清算人　仲間　耕平

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

愛知県名古屋市西区名駅二丁目三四番一七号セントラル名古屋一一〇一号

株式会社Ｄ

代表清算人　疋田みゆき

解散公告

当社は、令和八年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

愛知県西尾市米津町入舟二番地七三

西栄ブロック工業株式会社

代表清算人　大河内有子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

三重県松阪市猟師町八〇五番地三

有限会社鳥羽谷組

清算人　鳥羽谷清己

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

三重県松阪市肥留町四三〇番地一

株式会社ヤマダ

代表清算人　山田　信之

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

大阪府大阪市北区梅田二丁目五番一三号桜橋第一ビル三〇四号

株式会社L

代表清算人　岩下　佳美

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

大阪府大阪市北区梅田二丁目五番一三号桜橋第一ビル三〇四号

株式会社V

代表清算人　兵頭　梢

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

大阪府大阪市福島区福島五丁目六番三一―五〇六号

株式会社N.

代表清算人　兵頭　梢

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

大阪府大阪市北区大深町三番四〇―四三〇三号

あかり株式会社

代表清算人　筧　昌

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

大阪市天王寺区玉造元町三―四シティピア玉造四一六号室

謙頤豊株式会社

代表清算人　李　頤

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

奈良県天理市櫟本町九一六番地

有限会社北和

清算人　堀内　正規

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

福岡県福岡市中央区天神二丁目三番一〇号天神パインクレスト七一九号

株式会社S

代表清算人　中村　麻耶

解散公告

当社は、令和八年一月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

熊本市中央区水前寺三丁目八番一〇―二〇二号パストラルハイム水前寺

合同会社占い寺子屋おん

清算人　猪飼　美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

宮崎市広島二丁目一一番八号パレインヴィラ69三〇五号

ＯＮＥ　ＤＡＹ合同会社

清算人　小沼　光明

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

宮崎県宮崎市大坪西二丁目一二番三〇号

株式会社M企画

代表清算人　上村　高広

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月三十一日存立時期の満了により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

新潟県上越市大字今池四九八番地

いまいけ農事組合法人

清算人　池田　義信

第15期決算公告　令和８年２月10日

東京都渋谷区東３―26―２
第二長澤ビル４Ｆ
ＤＩＣＯ株式会社
代表取締役
ガジェゴ・サンブラノ・エミリオ

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	483,093
	固定資産	41,765
	資産合計	**524,859**
負債及び純資産の部	流動負債	72,204
	固定負債	2,472
	株主資本	450,182
	資本金	5,000
	利益剰余金	445,182
	その他利益剰余金	445,182
	（うち当期純損失）	(26,645)
	負債・純資産合計	**524,859**

第 82 期 決 算 公 告

令和８年２月10日

佐賀県鹿島市大字山浦丁1430番地30
東亜工機株式会社
代表取締役　光武　　渉

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,568,497	流動負債	1,320,488
固定資産	8,651,915	固定負債	2,454,486
有形固定資産	8,128,194	**負債合計**	**3,774,974**
無形固定資産	18,797	株主資本	13,445,438
投資等	504,924	資本金	100,000
		資本剰余金	56,000
		利益剰余金	13,289,438
		利益準備金	39,000
		その他利益剰余金	13,250,438
		（うち当期純利益）	（140,923）
		純資産合計	**13,445,438**
資産合計	**17,220,412**	**負債・純資産合計**	**17,220,412**

第 32 期 決 算 公 告

令和８年２月10日
青森県弘前市大字石川字中川原33番地１
ワーク物流株式会社
代表取締役　松本　裕典

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	201,718
	固定資産	752,452
	合計	954,171
負債及び純資産の部	流動負債	129,585
	固定負債	487,185
	株主資本	337,401
	資本金	10,000
	利益剰余金	327,401
	その他利益剰余金	327,401
	（うち当期純利益）	(28,982)
	合計	954,171

第 9 期 決 算 公 告

令和８年２月10日
青森県弘前市大字堀越字川合59番地３
プラウディア株式会社
代表取締役　松本　裕典

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,635
	固定資産	87,849
	合計	93,484
負債及び純資産の部	流動負債	21,388
	固定負債	8,135
	株主資本	63,961
	資本金	3,000
	利益剰余金	60,961
	その他利益剰余金	60,961
	（うち当期純利益）	(12,263)
	合計	93,484

第 8 期 決 算 公 告

2025年６月30日
北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ447番地５
株式会社モイワリゾーツオペレーション
代表取締役　米田　成史

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	259,561
	固定資産	7,754
	合計	267,315
負債及び純資産の部	流動負債	877,189
	株主資本	△ 609,873
	資本金	300
	利益剰余金	△ 610,173
	その他利益剰余金	△ 610,173
	（うち当期純利益）	(105,442)
	合計	267,315

第17期決算公告　令和８年２月10日

東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
新宿ＮＳビル27階

株式会社メソドロジック

代表取締役社長　白石　章

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	770,743
	固定資産	30,000
	資産合計	**800,744**
負純資産債及のび部	流動負債	157,835
	株主資本	642,908
	資本金	15,000
	利益剰余金	627,908
	その他利益剰余金	627,908
	（うち当期純利益）	(136,750)
	負債・純資産合計	**800,744**

第22期決算公告　令和８年２月10日

群馬県高崎市芝塚町1958番地

株式会社仲介王

代表取締役　櫻井　克彰

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,563
	固定資産	12,034
	資産合計	**76,597**
負純資産債及のび部	流動負債	10,811
	賞与引当金	2,733
	固定負債	1,240
	株主資本	64,546
	資本金	20,000
	利益剰余金	44,546
	利益準備金	1,740
	その他利益剰余金	42,805
	（うち当期純利益）	(16,455)
	負債・純資産合計	**76,597**

第43期決算公告　令和８年２月10日

宮城県仙台市若林区六丁の目東町２番12号

株式会社壁装

代表取締役　古山　雄志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	397,867
	固定資産	74,911
	資産合計	**472,778**
負純資産債及のび部	流動負債	122,344
	賞与引当金	9,400
	固定負債	2,887
	退職給付引当金	2,887
	株主資本	345,226
	資本金	15,000
	利益剰余金	330,226
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	326,476
	（うち当期純利益）	(34,868)
	負債・純資産合計	**472,778**

第１期決算公告　令和８年２月10日

東京都港区浜松町二丁目２番15号

株式会社ソウジョウデータ

代表取締役　西内　啓

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,972
	資産合計	**30,972**
負純資産債及のび部	流動負債	7,219
	固定負債	9,169
	負債合計	**16,388**
	株主資本	14,583
	資本金	3,000
	利益剰余金	11,583
	その他利益剰余金	11,583
	（うち当期純利益）	(11,583)
	純資産合計	**14,583**
	負債・純資産合計	**30,972**

第50期決算公告　令和８年２月10日

東京都大田区山王２丁目５番９号

株式会社マネージビジネス

代表取締役社長　阿部　和典

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,020,989
	固定資産	84,481
	資産合計	**1,105,471**
負純資産債及のび部	流動負債	324,906
	賞与引当金	81,418
	固定負債	125,581
	退職給付引当金	125,581
	株主資本	654,983
	資本金	80,000
	利益剰余金	574,983
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	554,983
	（うち当期純利益）	(17,585)
	負債・純資産合計	**1,105,471**

第５期決算公告　令和８年２月10日

東京都渋谷区代々木３丁目22番７号

株式会社マスラボ

代表取締役　武井　寿彦

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	214,235
	固定資産	21,384
	繰延資産	26
	資産合計	**235,646**
負純資産債及のび部	流動負債	60,682
	株主資本	174,963
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	144,963
	その他利益剰余金	144,963
	（うち当期純利益）	(99,766)
	負債・純資産合計	**235,646**

第16期決算公告　令和８年２月10日

東京都新宿区大京町22番地１

株式会社ｘｂｓ

代表取締役　幸喜　俊

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,480
	固定資産	1,651
	資産合計	**95,131**
負純資産債及のび部	流動負債	12,519
	株主資本	82,612
	資本金	20,000
	利益剰余金	62,612
	その他利益剰余金	62,612
	（うち当期純利益）	(5,156)
	負債・純資産合計	**95,131**

第10期決算公告　令和８年２月10日

東京都渋谷区代々木三丁目22番７号

株式会社ＳＨＩＦＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＹ

代表取締役　金内　忍

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,774,813
	固定資産	139,450
	資産合計	**1,914,263**
負純資産債及のび部	流動負債	319,128
	株主資本	1,595,135
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	1,585,135
	その他利益剰余金	1,585,135
	（うち当期純利益）	(426,642)
	負債・純資産合計	**1,914,263**

第６期決算公告

令和７年11月27日

東京都港区西新橋２―19―５
カザマビル５階

株式会社４―ｓｍｉｌｅ

代表取締役　長谷川　慎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,088
	固定資産	3,772
	資産合計	**58,861**
負純資産債及のび部	流動負債	48,417
	固定負債	9,139
	株主資本	1,304
	資本金	5,500
	利益剰余金	△4,195
	その他利益剰余金	△4,195
	（うち当期純損失）	(1,204)
	負債・純資産合計	**58,861**

第38期決算公告

令和７年12月25日

大阪市北区堂島浜二丁目２番28号堂島アクシスビル

Winning Entertainment Group株式会社

代表取締役　小出　光宏

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	962,759	流動負債	368,074
固定資産	175,842	固定負債	298,673
		株主資本	468,296
		資本金	67,763
		資本剰余金	28,250
		利益剰余金	372,283
		利益準備金	1,780
		その他利益剰余金	370,503
		（うち当期純利益）	(8,728)
		評価・換算差額等	3,558
		その他有価証券評価差額金	3,558
資産合計	1,138,601	負債・純資産合計	1,138,601

第17期決算公告

令和８年２月10日

東京都渋谷区猿楽町11番６号

2nd Community株式会社

代表取締役　吉岡　秀和

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	619,392,387	流動負債	267,722,554
固定資産	1,686,071,539	固定負債	1,855,900,864
		株主資本	181,621,918
		資本金	30,000,000
		資本剰余金	416,870,000
		資本準備金	285,060,000
		その他資本剰余金	131,810,000
		利益剰余金	△265,248,082
		その他利益剰余金	△265,248,082
		（うち当期純損失）	(21,424,811)
		新株予約権	218,590
資産合計	2,305,463,926	負債・純資産合計	2,305,463,926

第５期決算公告

令和８年２月10日
東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目11番８号（ＴＯＳグループ内）
ＤＴアクシス株式会社
代表取締役　小島　尚之

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	219,135,857	流動負債	8,353,515
固定資産	181,322,668	固定負債	50,000,000
		株主資本	341,995,010
		資本金	72,500,000
		資本剰余金	383,486,579
		資本準備金	383,486,579
		利益剰余金	△113,991,569
		その他利益剰余金	△113,991,569
		（うち当期純損失）	（113,991,569）
		新株予約権	110,000
資産合計	400,458,525	負債・純資産合計	400,458,525

第18期決算公告

令和８年２月10日
佐賀県東松浦郡玄海町諸浦106番地１
株式会社ハイレゾ
代表取締役　志倉　喜幸

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	415,128	流動負債	793,007
固定資産	1,691,728	固定負債	737,177
繰延資産	123,061	株主資本	699,733
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,117,780
		資本準備金	326,895
		その他資本剰余金	1,790,885
		利益剰余金	△1,517,247
		その他利益剰余金	△1,517,247
		（うち当期純損失）	（1,059,698）
		自己株式	△800
資産合計	2,229,917	負債・純資産合計	2,229,917

第18期決算公告

令和８年２月10日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
ディー・ティー・シー・ナイン特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	2,801,871	流動負債	243,487
その他の資産	52,743	固定負債	2,609,704
		負債合計	2,853,192
		社員資本	1,422
		特定資本金	100
		剰余金	1,322
		純資産合計	1,422
資産合計	2,854,615	負債・純資産合計	2,854,615

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月１日　至　令和７年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	81,617
営業費用	81,661
営業損失	43
営業外収益	30
経常損失	13
税引前当期純損失	13
法人税、住民税及び事業税	490
当期純損失	503

第10期決算公告

令和８年２月10日
神奈川県海老名市中央１―14―10
インフィニック株式会社
代表取締役　山路　亜紀

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	219,197
	固定資産	44,190
	資産合計	263,388
負債及び純資産の部	流動負債	146,122
	賞与引当金	9,655
	その他	136,466
	固定負債	71,090
	株主資本	46,175
	資本金	10,000
	利益剰余金	36,175
	その他利益剰余金	36,175
	（うち当期純損失）	（139,676）
	負債・純資産合計	263,388

第６期決算公告

2026年２月10日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	5,112	流動負債	3,656
その他の資産	1,527	固定負債	183
流動資産	1,515	負債合計	3,840
繰延資産	12	社員資本	2,800
		特定資本金	0
		優先資本金	2,004
		剰余金	796
		当期未処分利益	796
		純資産合計	2,800
資産合計	6,640	負債・純資産合計	6,640

損益計算書の要旨
（自　2024年11月１日　至　2025年10月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	5,164
営業費用	4,281
営業利益	882
営業外収益	1
営業外費用	32
経常利益	850
税引前当期純利益	850
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	848

第31期決算公告

令和８年２月10日
長野県松本市深志一丁目２番２号
株式会社サイビス
代表取締役　信國　　泰

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	480,612
	固定資産	22,028
	資産合計	502,640
負債及び純資産の部	流動負債	36,885
	株主資本	465,754
	資本金	55,000
	利益剰余金	442,261
	その他利益剰余金	442,261
	（うち当期純利益）	（72,260）
	自己株式	△31,506
	負債・純資産合計	502,640

第26期決算公告

令和８年２月10日
東京都調布市上石原一丁目48番地１
株式会社ワイズ山川
代表取締役　山川百合子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,214,702
	固定資産	113,466
	合計	1,328,168
負債及び純資産の部	流動負債	896,927
	株主資本	431,241
	資本金	3,000
	利益剰余金	428,241
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	427,491
	（うち当期純損失）	（89,007）
	合計	1,328,168

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社山川（住所東京都渋谷区神宮前六丁目三四番一―四一〇号）に対して当社の一部事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日
東京都調布市上石原一丁目四八番地一
株式会社ワイズ山川
代表取締役　山川百合子

第３期決算公告

令和８年２月10日
愛知県名古屋市中区栄二丁目11番30号
セントラルビル５Ｆ
株式会社クラッソーネコンストラクション

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	228,350
	固定資産	63
	資産合計	228,414
負債及び純資産の部	流動負債	148,707
	賞与引当金	2,560
	工事損失引当金	2,059
	株主資本	79,707
	資本金	100,000
	資本剰余金	147,155
	その他資本剰余金	147,155
	利益剰余金	△167,447
	その他利益剰余金	△167,447
	（うち当期純損失）	（167,447）
	負債・純資産合計	228,414

第22期決算公告

令和８年２月10日
愛知県名古屋市中区錦二丁目10番13号
ＶＩＳＨ株式会社
代表取締役　田淵　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,345,764
	固定資産	68,299
	資産合計	1,414,063
負純資債及産のび部	流動負債	304,958
	固定負債	4,707
	株主資本	1,104,397
	資本金	11,500
	利益剰余金	1,092,897
	利益準備金	2,875
	その他利益剰余金	1,090,022
	（うち当期純利益）	(226,270)
	負債・純資産合計	1,414,063

第62期決算公告

令和８年２月10日
東京都港区芝公園三丁目６番23号
株式会社光輪会館
代表取締役　平井　斉

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,517
	固定資産	30,172
	資産合計	57,689
負純資債及産のび部	流動負債	14,885
	固定負債	31,555
	負債合計	46,440
	株主資本	11,249
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,249
	その他利益剰余金	1,249
	（うち当期純損失）	(496)
	純資産合計	11,249
	負債・純資産合計	57,689

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月二十八日に、乙の株主総会の決議は令和八年三月二十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月十日
東京都港区芝公園三丁目６番23号
（甲）株式会社光輪会館
代表取締役　平井　斉
東京都港区芝公園三丁目６番二三号
（乙）有限会社心舎
代表取締役　平井　圓潤子

第10期決算公告

令和８年２月10日
滋賀県彦根市平田町121番地２
株式会社ＭＫエステート
代表取締役　小林　彰

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,063
	固定資産	20,730
	繰延資産	250
	合計	30,044
負純資債及産のび部	流動負債	1,970
	固定負債	26,193
	株主資本	1,880
	資本金	6,000
	利益剰余金	△4,119
	その他利益剰余金	△4,119
	（うち当期純損失）	(2,464)
	合計	30,044

第５期決算公告

令和８年２月10日
東京都渋谷区神南１丁目11－４
ＦＰＧリンクス神南５階
株式会社ＴＫＳＦ
代表取締役　小泉　達也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,832,747
	固定資産	8,699,431
	繰延資産	770,000
	資産合計	19,302,178
負純資債及産のび部	流動負債	10,469,295
	固定負債	15,835,654
	株主資本	△7,002,771
	資本金	45,000,000
	資本剰余金	35,000,000
	資本準備金	35,000,000
	利益剰余金	△87,002,771
	（うち当期純損失）	(11,322,894)
	負債・純資産合計	19,302,178

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千七百万円、資本準備金の額を三千五百万円減少し、それぞれ八百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十日
東京都渋谷区神南一丁目一一―四ＦＰＧリンクス神南五階
株式会社ＴＫＳＦ
代表取締役　小泉　達也

第14期決算公告

2026年２月10日
京都市北区紫野雲林院町35番地４
ガーデン株式会社
代表取締役社長　田中　健治

貸借対照表の要旨
（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	403,734
	固定資産	102,288
	合計	506,022
負純資債及産のび部	流動負債	283,732
	固定負債	188,291
	株主資本	33,998
	資本金	7,000
	利益剰余金	26,998
	その他利益剰余金	26,998
	（うち当期純利益）	(3,150)
	合計	506,022

第12期決算公告

令和８年２月10日
東京都中央区銀座七丁目16番21号
株式会社コントレイル
代表取締役　森　健一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	30,415,591
	固定資産	16,681,475
	繰延資産	84,000
	資産合計	47,181,066
負純資債及産のび部	流動負債	10,515,166
	固定負債	15,653,000
	株主資本	21,012,900
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	1,012,900
	その他利益剰余金	1,012,900
	（うち当期純利益）	(30,083,451)
	負債・純資産合計	47,181,066

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇〇万円減少し五〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十日
東京都中央区銀座七丁目一六番二一号
株式会社コントレイル
代表取締役　森　健一

第54期決算公告

令和８年２月10日
大阪市浪速区桜川一丁目６番13号
株式会社そばよし
代表取締役　武田　千春

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,962
	固定資産	182,220
	資産合計	249,182
負純資債及産のび部	流動負債	46,451
	固定負債	374,254
	株主資本	△171,524
	資本金	15,300
	利益剰余金	△186,824
	利益準備金	1,998
	その他利益剰余金	△188,822
	（うち当期純損失）	(7,174)
	負債・純資産合計	249,182

第36期決算公告

令和８年２月10日
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3365番地
ニチアスシールテック株式会社
代表取締役　岡崎　史泰

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	140,649
	固定資産	12,939
	合計	153,588
負純資債及産のび部	流動負債	39,170
	株主資本	114,417
	資本金	50,000
	利益剰余金	64,417
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	51,917
	（うち当期純利益）	(10,574)
	合計	153,588

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月十日
東京都中央区八丁堀一丁目六番一号
（甲）ニチアス株式会社
代表取締役　亀津　克己
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴三三六五番地
（乙）ニチアスシールテック株式会社
代表取締役　岡崎　史泰

第 64 期 決 算 公 告

令和８年２月10日
名古屋市中川区福川町五丁目２番地
昭和橋宇部生コンクリート株式会社
代表取締役　安井　良豊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	577,889
	固定資産	304,004
	合計	881,893
負債及び純資産の部	流動負債	85,418
	固定負債	137,533
	株主資本	658,941
	資本金	30,000
	利益剰余金	628,941
	利益準備金	4,440
	その他利益剰余金	624,501
	（うち当期純利益）	(40,483)
	合計	881,893

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億七百八十五万八千六十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日
名古屋市中川区福川町五丁目二番地
昭和橋宇部生コンクリート株式会社
代表取締役　安井　良豊

第 36 期 決 算 公 告

2026年２月10日
大阪府八尾市中田三丁目11番地
株式会社ＭＩＭＡ
代表取締役社長　美馬功之介

貸借対照表の要旨
（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	660,582
	固定資産	141,908
	合計	802,490
負債及び純資産の部	流動負債	346,594
	固定負債	180,845
	株主資本	275,051
	資本金	10,000
	利益剰余金	265,051
	その他利益剰余金	265,051
	（うち当期純利益）	(43,178)
	合計	802,490

第 57 期決算公告

令和８年２月10日
千葉県柏市豊四季494―40
グレースシティ南柏２―Ｄ
ロジストファーム株式会社
代表取締役　飯島　直紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,422
	固定資産	717
	合計	17,140
負債及び純資産の部	流動負債	14,154
	固定負債	18,678
	株主資本	△15,692
	資本金	15,000
	利益剰余金	△30,692
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	△30,942
	（うち当期純損失）	(6,417)
	合計	17,140

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日
千葉県柏市豊四季四九四―四〇グレースシティ南柏二―Ｄ
ロジストファーム株式会社
代表取締役　飯島　直紀

第 34 期決算公告

令和８年２月10日
兵庫県神戸市中央区東川崎町１丁目７－４
ハーバーランドダイヤニッセイビル21Ｆ
株式会社トラストブレイン
代表取締役　田村　賢次

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	556,954
	固定資産	30,198
	資産合計	587,152
負債及び純資産の部	流動負債	149,519
	賞与引当金	12,800
	受注損失引当金	567
	固定負債	853
	株主資本	436,780
	資本金	10,000
	利益剰余金	426,780
	その他利益剰余金	426,780
	（うち当期純利益）	(83,852)
	負債・純資産合計	587,152

第 18 期 決 算 公 告

令和８年２月10日
東京都港区南麻布五丁目２番32号
ベスカ株式会社
代表取締役　吉田　　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,152,235
	固定資産	128,142
	資産合計	1,280,377
負債及び純資産の部	流動負債	259,654
	固定負債	19,640
	株主資本	1,001,083
	資本金	100,000
	資本剰余金	193,248
	資本準備金	193,248
	利益剰余金	707,835
	その他利益剰余金	707,835
	（うち当期純利益）	(172,363)
	負債・純資産合計	1,280,377

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

また、最終事業年度終了後、令和七年九月十二日に新株予約権が行使されたことにより、資本金は四千六十万円増加しました。

令和八年二月十日
東京都港区南麻布五丁目二番三二号
ベスカ株式会社
代表取締役　吉田　　誠

第 22 期 決 算 公 告

2026年２月10日
兵庫県姫路市飾磨区上野田二丁目80番地
アプリコット株式会社
代表取締役社長　谷川　珠美

貸借対照表の要旨
（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	121,105
	固定資産	82,354
	合計	203,459
負債及び純資産の部	流動負債	60,432
	固定負債	113,000
	株主資本	30,026
	資本金	3,000
	利益剰余金	27,026
	その他利益剰余金	27,026
	（うち当期純利益）	(5,536)
	合計	203,459

第 4 期決算公告

令和８年２月10日
東京都文京区本郷七丁目３番１号
株式会社メドミライ
代表取締役　八島　英彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	20
	固定資産	289
	合計	310
負債及び純資産の部	流動負債	27
	固定負債	―
	株主資本	282
	資本金	100
	資本剰余金	329
	資本準備金	329
	利益剰余金	△146
	その他利益剰余金	△146
	（うち当期純損失）	(146)
	新株予約権	0
	合計	310

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日
東京都文京区本郷七丁目三番一号
株式会社メドミライ
代表取締役　八島　英彦

第 3 期決算公告

令和８年２月10日
香川県綾歌郡綾川町山田上甲1180番地
株式会社ハイレゾ香川
代表取締役　志倉　喜幸

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,129,615
	固定資産	3,251,070
	合計	4,380,685
負債及び純資産の部	流動負債	850,725
	固定負債	26,949
	株主資本	3,503,010
	資本金	100,000
	資本剰余金	4,135,300
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	4,110,300
	利益剰余金	△732,289
	その他利益剰余金	△732,289
	（うち当期純損失）	(322,740)
	合計	4,380,685

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百五十万円減少し七百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日

静岡市清水区大坪一丁目九番一一号

合同トラック株式会社

代表取締役　市川　進一

第52期決算公告

令和８年２月10日

静岡市清水区大坪一丁目９番11号

合同トラック株式会社

代表取締役　市川　進一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,336
	固定資産	374,181
	合計	418,518
負純資債及産のび部	流動負債	62,425
	固定負債	66,854
	株主資本	289,238
	資本金	30,000
	利益剰余金	280,148
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	272,648
	（うち当期純利益）	(1,071,847)
	自己株式	△20,910
	合計	418,518

第35期決算公告

2026年２月10日

熊本市東区桜木二丁目16番16号

株式会社トーヤハウス

代表取締役社長　新田　義正

貸借対照表の要旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	129,697
	固定資産	13,591
	合計	143,288
負純資債及産のび部	流動負債	79,957
	固定負債	—
	株主資本	63,331
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,331
	その他利益剰余金	53,331
	（うち当期純損失）	(10,464)
	合計	143,288

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月十日

名古屋市中区松原三丁目一一番一〇号

（甲）株式会社赤松

代表取締役　赤松　弘康

名古屋市中区松原三丁目一一番一〇号

（乙）合資会社赤松商店

代表社員　赤松　弘康

決算公告

令和８年２月10日

名古屋市中区松原三丁目11番10号

株式会社赤松

代表取締役　赤松　弘康

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	237,522
	固定資産	91,547
	合計	329,069
負純資債及産のび部	流動負債	114,837
	固定負債	10,281
	株主資本	203,950
	資本金	10,000
	利益剰余金	193,950
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	191,450
	（うち当期純利益）	(24,121)
	合計	329,069

第63期決算公告

令和８年２月10日

岩手県花巻市山の神797番地１

株式会社伊藤組

代表取締役　伊藤　拓帆

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,834,736
	固定資産	2,865,826
	繰延資産	3,518
	合計	6,704,080
負純資債及産のび部	流動負債	867,935
	固定負債	182,461
	株主資本	5,358,127
	資本金	99,950
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	5,238,177
	（うち当期純利益）	(115,750)
	評価・換算差額等	295,557
	合計	6,704,080

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十日

栃木県小山市駅東通り二丁目三六番五号

（甲）株式会社エス・エス・ジー

代表取締役　加藤　潤一

栃木県日光市安川町四番二二号

（乙）有限会社福助

取締役　加藤　潤一

第52期決算公告

令和８年２月10日

栃木県小山市駅東通り二丁目36番５号

株式会社エス・エス・ジー

代表取締役　加藤　潤一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	453
	固定資産	279
	合計	733
負純資債及産のび部	流動負債	94
	固定負債	518
	株主資本	120
	資本金	27
	利益剰余金	93
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	92
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	733

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千八百十七万四千二百十円、資本準備金の額を二億三千八百十九万六千七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日

東京都千代田区麹町一丁目六番地三〇

近鉄半蔵門ＳＱＵＡＲＥ四階

Ms. Engineer株式会社

代表取締役　山崎ひとみ

第４期決算公告

令和８年２月10日　東京都千代田区麹町一丁目６番地30

近鉄半蔵門ＳＱＵＡＲＥ４階

Ms. Engineer株式会社

代表取締役　山崎ひとみ

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	36,311	流動負債	30,886
固定資産	5,502	固定負債	56,550
		株主資本	△45,621
		資本金	29,826
		資本剰余金	239,826
		資本準備金	129,847
		その他資本剰余金	109,978
		利益剰余金	△315,274
		その他利益剰余金	△315,274
		（うち当期純損失）	(113,450)
資産合計	41,814	負債・純資産合計	41,814

第17期決算公告

令和８年２月10日
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目４番16号
ＮＬＣ新大阪６号館
株式会社ＧｏＨａｎｄｓ
代表取締役　岸本　鈴吾

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	231,697,161
	固定資産	22,561,965
	繰延資産	177,865
	資産合計	254,436,991
負純資産債及の部び	流動負債	220,704,360
	株主資本	33,732,631
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	23,732,631
	その他利益剰余金	23,732,631
	（うち当期純利益）	(518,735)
	負債・純資産合計	254,436,991

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇万円減少し九五〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十三日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和八年二月十日
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目四番一六号ＮＬＣ新大阪六号館
株式会社ＧｏＨａｎｄｓ
代表取締役　岸本　鈴吾

第14期決算公告

令和８年２月10日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
アルマック・ファーマシューティカル・サービス株式会社
代表取締役　ニアール・ハーキン

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	272,112
	固定資産	10,168
	合計	282,281
負純資産債及の部び	流動負債	71,287
	賞与引当金	34,698
	有給休暇引当金	7,849
	株主資本	210,994
	資本金	10
	利益剰余金	210,984
	その他利益剰余金	210,984
	（うち当期純損失）	(7,774)
	合計	282,281

第９期決算公告

令和８年２月10日
広島県広島市中区大手町二丁目１番６号
株式会社ウーオ
代表取締役　板倉　一智

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	188,653,411
	固定資産	18,802,680
	資産合計	207,456,091
負純資産債及の部び	流動負債	69,484,890
	固定負債	100,000,000
	株主資本	37,971,201
	資本金	310,011,400
	資本剰余金	494,111,400
	資本準備金	401,061,400
	その他資本剰余金	93,050,000
	利益剰余金	△766,151,599
	その他利益剰余金	△766,151,599
	（うち当期純損失）	(141,170,633)
	負債・純資産合計	207,456,091

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千万八千五百八十八円、資本準備金の額を一億六千四百十一万七千百七十五円減少することにいたしました。なお、減少する資本金三億九千万八千五百八十八円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日
広島県広島市中区大手町二丁目一番六号
株式会社ウーオ
代表取締役　板倉　一智

第13期決算公告

令和７年12月18日
神奈川県横浜市西区北幸二丁目15番10号
横浜ウエストサイドビル２階
株式会社ＢＬＡＵＤＡ
代表取締役　安齋　毅佳

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,174,395
	固定資産	36,850
	合計	1,211,245
負純資産債及の部び	流動負債	904,738
	賞与引当金	4,500
	固定負債	201,386
	株主資本	100,620
	資本金	10,000
	利益剰余金	90,620
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	88,120
	（うち当期純利益）	(4,337)
	合計	1,211,245

第41期決算公告

令和８年２月10日
宮城県仙台市若林区荒井七丁目37－２
仙舗建設株式会社
代表取締役　加瀬　康弘

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	228,121
	固定資産	229,266
	繰延資産	1,633
	合計	459,021
負純資産債及の部び	流動負債	40,795
	固定負債	3,197
	株主資本	415,027
	資本金	20,000
	利益剰余金	395,027
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	390,027
	（うち当期純利益）	(2,441)
	合計	459,021

第８期決算公告

令和８年２月10日
宮城県仙台市若林区種次字沢目２－２
せんぽホールディングス株式会社
代表取締役　加瀬　眞弓

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,861
	固定資産	371,883
	合計	397,744
負純資産債及の部	流動負債	172,537
	固定負債	127,955
	株主資本	97,251
	資本金	80,000
	利益剰余金	17,251
	その他利益剰余金	17,251
	（うち当期純利益）	(790)
	合計	397,744

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日
宮城県仙台市若林区種次字沢目二―二
（甲）せんぽホールディングス株式会社
代表取締役　加瀬　眞弓
宮城県仙台市若林区荒井七丁目三七―二
（乙）仙舗建設株式会社
代表取締役　加瀬　康弘

第52期決算公告

令和８年２月10日
東京都世田谷区代沢三丁目14番８号
埼北プラスチック株式会社
代表取締役　高木　　淳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	314,694,584
	固定資産	158,167,170
	資産合計	472,861,754
負純資産債及の部び	流動負債	140,596,799
	固定負債	16,985,000
	株主資本	315,279,955
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	305,279,955
	その他利益剰余金	305,279,955
	（うち当期純利益）	(15,457,973)
	負債・純資産合計	472,861,754

第58期決算公告

令和８年２月10日
東京都世田谷区代沢三丁目14番８号
株式会社拓殖商事
代表取締役　高木　　淳

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	951,871,031
	固定資産	182,249,716
	資産合計	1,134,120,747
負純資産債及の部び	流動負債	443,127,787
	固定負債	39,966,000
	株主資本	651,026,960
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	601,026,960
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	598,526,960
	（うち当期純利益）	(19,375,439)
	負債・純資産合計	1,134,120,747

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日
東京都世田谷区代沢三丁目一四番八号
（甲）株式会社拓殖商事
代表取締役　高木　淳
東京都世田谷区代沢三丁目一四番八号
（乙）埼北プラスチック株式会社
代表取締役　高木　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日

静岡県浜松市中央区田町三二六番地の二八

（甲）丸八不動産株式会社

代表取締役　平野　啓介

東京都港区虎ノ門四丁目一番三四号

（乙）Ｋドリーム株式会社

代表取締役　恵　久美子

決算公告　令和８年２月10日

東京都港区虎ノ門四丁目１番34号

Ｋドリーム株式会社

代表取締役　恵　久美子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,799
	固定資産	72,532
	資産合計	75,331
負純資債及産のび部	流動負債	73,459
	株主資本	1,871
	資本金	1,000
	利益剰余金	871
	その他利益剰余金	871
	（うち当期純利益）	(1,645)
	負債・純資産合計	75,331

決算公告　令和８年２月10日

静岡県浜松市中央区田町326番地の28

丸八不動産株式会社

代表取締役　平野　啓介

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,453,906
	固定資産	5,343,885
	資産合計	6,797,791
負純資債及産のび部	流動負債	165,616
	固定負債	2,656,507
	株主資本	3,975,668
	資本金	15,000
	資本剰余金	6,300
	資本準備金	3,300
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	3,954,368
	その他利益剰余金	3,954,368
	（うち当期純利益）	(107,354)
	負債・純資産合計	6,797,791

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日

大阪府堺市中区深井畑山町九八番一

（甲）堺総合サービス株式会社

代表取締役　箕谷　義之

大阪市中央区谷町六丁目六番七号第五松屋ビル七五三号

（乙）堺セキュリティ株式会社

代表取締役　谷内　博信

第11期決算公告

令和８年２月10日

大阪市中央区谷町六丁目６番７号第５松屋ビル753号

堺セキュリティ株式会社

代表取締役　谷内　博信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,852
	合計	36,852
負純資債及産のび部	流動負債	3,696
	株主資本	33,156
	資本金	8,000
	利益剰余金	25,156
	その他利益剰余金	25,156
	（うち当期純利益）	(8,260)
	合計	36,852

第11期決算公告

令和８年２月10日

大阪府堺市中区深井畑山町98番１

堺総合サービス株式会社

代表取締役　箕谷　義之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	734,032
	固定資産	296,225
	合計	1,030,258
負純資債及産のび部	流動負債	298,129
	（うち賞与引当金）	(25,000)
	固定負債	123,422
	株主資本	608,706
	資本金	30,000
	利益剰余金	578,706
	その他利益剰余金	578,706
	（うち当期純利益）	(41,952)
	合計	1,030,258

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日

大阪市西区新町一丁目五番七号

（甲）株式会社ＲＡＮＯＫ

代表取締役　福島　直哉

大阪市西区新町一丁目五番七号

（乙）株式会社Ｍａｓｙｕｚ

代表取締役　福島　直哉

第８期決算公告

令和８年２月10日

大阪市西区新町一丁目５番７号

株式会社ＲＡＮＯＫ

代表取締役　福島　直哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,100,172
	固定資産	273,944
	合計	1,374,116
負純資債及産のび部	流動負債	650,314
	（うち賞与引当金）	(109,146)
	固定負債	515,833
	株主資本	207,969
	資本金	1,000
	利益剰余金	206,969
	その他利益剰余金	206,969
	（うち当期純利益）	(27,214)
	合計	1,374,116

第２期決算公告

令和８年２月10日

大阪市西区新町一丁目５番７号

株式会社Ｍａｓｙｕｚ

代表取締役　福島　直哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,505
	固定資産	120,415
	合計	150,920
負純資債及産のび部	流動負債	3,234
	（うち賞与引当金）	(470)
	固定負債	126,250
	株主資本	21,436
	資本金	1,000
	利益剰余金	20,436
	その他利益剰余金	20,436
	（うち当期純利益）	(12,798)
	合計	150,920

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十日

東京都品川区南大井三丁目二四番五号

（甲）ニッカル商工株式会社

代表取締役　松下　力

東京都大田区南六郷一丁目二〇番一六号

（乙）株式会社進和精機

代表取締役　松下　力

第37期決算公告　令和８年２月10日

東京都品川区南大井三丁目24番５号

ニッカル商工株式会社

代表取締役　松下　力

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	653,123
	固定資産	387,500
	繰延資産	1,292
	資産合計	1,041,915
負純資債及産のび部	流動負債	360,000
	固定負債	272,989
	負債合計	632,989
	株主資本	408,925
	資本金	60,000
	利益剰余金	348,925
	その他利益剰余金	348,925
	（うち当期純利益）	(52,693)
	純資産合計	408,925
	負債・純資産合計	1,041,915

第60期決算公告　令和８年２月10日

東京都大田区南六郷一丁目20番16号

株式会社進和精機

代表取締役　松下　力

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,141
	固定資産	21,100
	資産合計	29,241
負純資債及産のび部	流動負債	2,347
	固定負債	49,100
	負債合計	51,447
	株主資本	△22,206
	資本金	10,000
	利益剰余金	△32,206
	その他利益剰余金	△32,206
	（うち当期純損失）	(5,870)
	純資産合計	△22,206
	負債・純資産合計	29,241

第54期決算公告

令和８年２月10日
愛媛県松山市生石町621番地１
株式会社松山測量設計
代表取締役　田頭　英雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	171,833
	固定資産	82,379
	合計	254,213
負債及び純資産の部	流動負債	12,188
	固定負債	24,284
	株主資本	217,740
	資本金	10,200
	利益剰余金	207,540
	利益準備金	2,550
	その他利益剰余金	204,990
	（うち当期純利益）	(9,897)
	合計	254,213

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日
愛媛県松山市生石町六二一番地一
株式会社松山測量設計
代表取締役　田頭　英雄

第37期決算公告

令和８年２月10日
福井県鯖江市西袋町701番地
株式会社漆琳堂
代表取締役　内田　　徹

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	68,544
	固定資産	28,817
	合計	97,362
負債及び純資産の部	流動負債	58,701
	株主資本	38,660
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,660
	その他利益剰余金	28,660
	（うち当期純利益）	(6,130)
	合計	97,362

第35期決算公告

令和８年２月10日
長崎県長崎市野母町4002番地
株式会社熊本水産
代表取締役　熊本　政之

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	277,556
	固定資産	18,765
	合計	296,322
負債及び純資産の部	流動負債	35,731
	固定負債	225,056
	株主資本	35,533
	資本金	3,000
	利益剰余金	32,533
	その他利益剰余金	32,533
	（うち当期純利益）	(2,387)
	合計	296,322

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日
長崎県長崎市野母町四〇〇二番地
（甲）株式会社熊本水産
代表取締役　熊本　政之
長崎県長崎市脇岬町字小泊一八四〇番地三
（乙）有限会社ノモレイ
代表取締役　熊本　政之

第８期決算公告

令和８年１月24日
京都府京都市中京区堺町通押小路下る扇屋町655―１パークホームズ烏丸御池501
株式会社Culture　Connect
代表取締役　風早　完次

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	9,876,705
	合計	9,876,705
負債及び純資産の部	流動負債	1,565,788
	固定負債	591,776
	役員借入金	591,776
	株主資本	7,719,141
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	4,719,141
	その他利益剰余金	4,719,141
	（うち当期純利益）	(4,682,612)
	合計	9,876,705

第12期決算公告

令和８年２月10日　東京都千代田区神田練塀町３番地
株式会社リンクス
代表取締役　島崎　浩一

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	326,302	流動負債	1,534,571
固定資産	93,378	賞与引当金	500
		固定負債	23,386
		退職給付引当金	2,536
		役員退職慰労引当金	20,850
		株主資本	△1,138,276
		資本金	99,250
		資本剰余金	91,750
		資本準備金	91,750
		利益剰余金	△1,329,276
		繰越利益剰余金	△1,329,276
		（うち当期純利益）	(7,911)
資産合計	419,680	負債・純資産合計	419,680

第８期決算公告

令和８年２月10日　大阪市西区新町三丁目６番10号
ＩＮＳＯＵ　Ｏｓａｋａ株式会社
代表取締役　中林　哲一

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,507,461	流動負債	792,955
固定資産	1,128,692	固定負債	218,715
		役員退職慰労引当金	20,543
		株主資本	2,624,483
		資本金	50,000
		資本剰余金	169,110
		その他資本剰余金	169,110
		利益剰余金	2,405,373
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,392,873
		（うち当期純利益）	(471,381)
資産合計	3,636,153	負債・純資産合計	3,636,153

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月十日
東京都渋谷区笹塚一丁目五〇番一号
（甲）ジョンソンコントロールズ株式会社　代表取締役　松下　太郎
東京都渋谷区笹塚一丁目五〇番一号
（乙）ジョンソンコントロールズビルディングエフィシェンシージャパン合同会社
代表社員　ジョンソンコントロールズホールディングジャパン有限会社
職務執行者　フェリペ・ムスキス

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	83,337,813	流動負債	17,918,343
固定資産	4,639,295	（賞与引当金）	(1,363,627)
		（工事補償引当金）	(242,061)
		（工事損失引当金）	(18,785)
		固定負債	10,647,227
		（退職給付引当金）	(95,641)
		（役員退職慰労引当金）	(14,181)
		株主資本	59,345,780
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,000,000
		資本準備金	1,000,000
		利益剰余金	58,245,780
		利益準備金	749,970
		その他利益剰余金	57,495,809
		（うち当期純利益）	(13,551,033)
		評価・換算差額等	65,757
		繰延ヘッジ損益	65,757
資産合計	87,977,109	負債・純資産合計	87,977,109

第７期決算公告

令和８年２月10日
大阪市西区新町三丁目６番10号
ＩＮＳＯＵ　ＣＥＮＴＲＡＬ株式会社
代表取締役　中林　哲一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	646,473
	固定資産	691,210
	合計	1,337,683
負債及び純資産の部	流動負債	484,201
	固定負債	104,000
	株主資本	749,482
	資本金	50,000
	資本剰余金	447,655
	その他資本剰余金	447,655
	利益剰余金	251,827
	その他利益剰余金	251,827
	（うち当期純利益）	(205,219)
	合計	1,337,683

第７期決算公告

令和７年10月25日
大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社アワエナジー
代表取締役　佐藤　裕久

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	90,252
	固定資産	169,790
	合計	260,042
負債及び純資産の部	流動負債	4,175
	株主資本	255,867
	資本金	100,000
	資本剰余金	138,000
	資本準備金	114,000
	その他資本剰余金	24,000
	利益剰余金	17,867
	その他利益剰余金	17,867
	（うち当期純利益）	(4,696)
	合計	260,042

第159期決算公告

令和８年２月９日
神戸市中央区琴ノ緒町５丁目４番１号
帝国信栄株式会社
代表取締役社長　藤原　宏保

貸借対照表の要旨（令和７年11月25日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	104,587
	固定資産	1,647,662
	合計	1,752,249
負債及び純資産の部	流動負債	114,367
	固定負債	1,191,883
	株主資本	445,999
	資本金	22,000
	資本剰余金	2,943
	資本準備金	2,943
	利益剰余金	421,055
	利益準備金	5,520
	その他利益剰余金	415,535
	（うち当期純損失）	(8,425)
	合計	1,752,249

第８期決算公告

令和８年２月10日
東京都港区三田二丁目10番４号
株式会社ECBOスクエア
代表取締役　森　高幸

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,270
	固定資産	108,871
	資産合計	170,141
負債及び純資産の部	流動負債	374,834
	固定負債	250,500
	株主資本	△455,193
	資本金	15,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△475,193
	その他利益剰余金	△475,193
	（うち当期純損失）	(230,739)
	負債・純資産合計	170,141

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十日
東京都千代田区神田西福田町二番地
（甲）丸美工藝株式会社
代表取締役　大辻誠一郎
東京都千代田区神田西福田町二番地
（乙）株式会社萬丸
代表取締役　大辻誠一郎

第77期決算公告

令和８年２月10日

東京都千代田区神田西福田町２番地
丸美工藝株式会社
代表取締役　大辻誠一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	981,736,718
	固定資産	239,250,618
	有形固定資産	194,030,022
	無形固定資産	1,320,151
	投資その他の資産	43,900,445
	繰延資産	122,129
	資産合計	1,221,109,465
負債及び純資産の部	流動負債	933,864,502
	固定負債	236,317,857
	負債合計	1,170,182,359
	株主資本	50,927,106
	資本金	24,000,000
	利益剰余金	26,927,106
	利益準備金	6,000,000
	その他利益剰余金	20,927,106
	（うち当期純損失）	(70,921,539)
	純資産合計	50,927,106
	負債・純資産合計	1,221,109,465

第54期決算公告

令和８年２月10日
東京都千代田区神田西福田町２番地
株式会社萬丸
代表取締役　大辻誠一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	372,677,844
	固定資産	542,201
	資産合計	373,220,045
負債及び純資産の部	流動負債	592,572,605
	負債合計	592,572,605
	株主資本	△219,352,560
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	△231,352,560
	利益準備金	1,000,000
	その他利益剰余金	△232,352,560
	（うち当期純損失）	(50,713,015)
	純資産合計	△219,352,560
	負債・純資産合計	373,220,045

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十日
大分県大分市大字鴛野九七一番地の一一
（甲）株式会社めいじんホールディングス
代表取締役　木須　信浩
大分県大分市大字鴛野九七一番地の一一
（乙）株式会社てんかい
代表取締役　木須　信浩
大分県大分市大字鴛野九七一番地の一一
（丙）株式会社めいじん
代表取締役　木須　信浩

第44期決算公告

令和８年２月10日
大分県大分市大字鴛野971番地の11
株式会社めいじん
代表取締役　木須　信浩

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	433,981
	固定資産	676,833
	資産合計	1,110,814
負債及び純資産の部	流動負債	153,926
	固定負債	1,653,614
	株主資本	△ 696,726
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 706,725
	利益準備金	2,500
	任意積立金	200,000
	その他利益剰余金	△ 909,225
	（うち当期純利益）	(47,897)
	負債・純資産合計	1,110,814

第40期決算公告

令和８年２月10日
大分県大分市大字鴛野971番地の11
株式会社てんかい
代表取締役　木須　信浩

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	322,338
	固定資産	251,650
	資産合計	573,988
負債及び純資産の部	流動負債	24,842
	固定負債	493,729
	株主資本	55,417
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,417
	その他利益剰余金	45,417
	（うち当期純利益）	(17,658)
	負債・純資産合計	573,988

第20期決算公告

令和８年２月10日
大分県大分市大字鴛野971番地の11
株式会社めいじんホールディングス
代表取締役　木須　信浩

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	46,920
	固定資産	1,026,008
	資産合計	1,072,928
負債及び純資産の部	流動負債	14,983
	固定負債	1,100,758
	株主資本	△ 42,813
	資本金	18,000
	資本剰余金	13,000
	利益剰余金	△ 73,813
	その他利益剰余金	△ 73,813
	（うち当期純利益）	(10,144)
	負債・純資産合計	1,072,928

第６期決算公告

令和８年２月10日

東京都渋谷区代官山町20番23号

家いちば株式会社

代表取締役　藤木　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	716,317
	固定資産	12,029,334
	資産合計	12,745,651
負債及び純資産の部	流動負債	19,186,802
	固定負債	5,739,450
	株主資本	△12,180,601
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	70,425,000
	資本準備金	70,425,000
	利益剰余金	△182,605,601
	その他利益剰余金	△182,605,601
	（うち当期純損益）	(68,356,835)
	負債・純資産合計	12,745,651

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百三十六万五千円減少することにいたしました。なお、減少する二千四百三十六万五千円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十日

東京都渋谷区代官山町二〇番二三号

家いちば株式会社

代表取締役　藤木　哲也

第11期決算公告

令和８年２月10日

神奈川県海老名市泉２丁目７番１号

リコーＰＦＵコンピューティング株式会社

（旧：リコーインダストリアルソリューションズ株式会社）

代表取締役　大谷潤一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,372,462
	固定資産	2,711,852
	有形固定資産	744,827
	無形固定資産	58,444
	投資その他の資産	1,908,579
	資産合計	15,084,314
負債及び純資産の部	流動負債	3,126,907
	（うち賞与引当金）	(404,055)
	固定負債	386,627
	（うち退職給付引当金）	(382,902)
	（うち役員退職慰労引当金）	(5,510)
	負債合計	3,513,535
	株主資本	11,570,778
	資本金	350,000
	資本剰余金	592,160
	資本準備金	12,160
	その他資本剰余金	580,000
	利益剰余金	10,628,618
	利益準備金	132,839
	その他利益剰余金	10,495,778
	（うち当期純損失）	(291,320)
	純資産合計	11,570,778
	負債・純資産合計	15,084,314

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月十日

宮崎県西都市大字下三財三三七七番地三

（甲）株式会社みずき薬局

代表取締役　上別府正悟

宮崎県西都市御舟町一丁目五七番地二

（乙）株式会社さくら調剤薬局

代表取締役　上別府正悟

宮崎県宮崎市佐土原町松小路一四番地五

（丙）株式会社松の実薬局

代表取締役　上別府正悟

宮崎県西都市小野崎一丁目七六番地コミュニティプラザパオ別館二階

（丁）株式会社みどり薬局

代表取締役　上別府正悟

第40期決算公告

令和８年２月10日

宮崎県西都市御舟町一丁目57番地２

株式会社さくら調剤薬局

代表取締役　上別府正悟

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	132,613
	固定資産	29,895
	合計	162,508
負債及び純資産の部	流動負債	52,585
	固定負債	98,432
	株主資本	11,490
	資本金	3,000
	利益剰余金	8,490
	その他利益剰余金	8,490
	（うち当期純損失）	(808)
	合計	162,508

第33期決算公告

令和８年２月10日

宮崎県西都市大字下三財3377番地３

株式会社みずき薬局

代表取締役　上別府正悟

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	135,779
	固定資産	50,468
	合計	186,247
負債及び純資産の部	流動負債	45,725
	固定負債	48,162
	株主資本	92,359
	資本金	3,000
	利益剰余金	89,359
	その他利益剰余金	89,359
	（うち当期純利益）	(4,088)
	合計	186,247

第37期決算公告

令和８年２月10日

宮崎県西都市小野崎一丁目76番地コミュニティプラザパオ別館２階

株式会社みどり薬局

代表取締役　上別府正悟

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,418
	固定資産	862
	合計	23,281
負債及び純資産の部	流動負債	6,498
	固定負債	35,796
	株主資本	△19,013
	資本金	3,000
	利益剰余金	△22,013
	その他利益剰余金	△22,013
	（うち当期純損失）	(28,335)
	合計	23,281

第37期決算公告

令和８年２月10日

宮崎県宮崎市佐土原町松小路14番地５

株式会社松の実薬局

代表取締役　上別府正悟

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	58,207
	固定資産	8,161
	合計	66,368
負債及び純資産の部	流動負債	18,316
	固定負債	50,246
	株主資本	△2,194
	資本金	3,000
	利益剰余金	△5,194
	その他利益剰余金	△5,194
	（うち当期純損失）	(194)
	合計	66,368

第52期決算公告

令和８年２月10日

愛知県豊橋市問屋町５番地３

中部ホームサービス株式会社

代表取締役　吉野　彰記

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,076,574
	固定資産	2,239,791
	有形固定資産	1,893,552
	無形固定資産	34,459
	投資その他の資産	311,779
	資産合計	9,316,366
負債及び純資産の部	流動負債	5,529,424
	固定負債	363,346
	負債合計	5,892,770
	株主資本	3,381,295
	資本金	238,800
	資本剰余金	214,918
	資本準備金	214,826
	その他資本剰余金	91
	利益剰余金	2,927,576
	利益準備金	17,030
	その他利益剰余金	2,910,546
	（うち当期純利益）	(369,591)
	評価・換算差額等	42,300
	その他有価証券評価差額金	42,300
	純資産合計	3,423,595
	負債・純資産合計	9,316,366